

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日行政改革推進本部決定。以下、「整理合理化計画」という。)等に基づき、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性・自律性を高める取組を一層進めるため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、施設利用者の減少等に応じた適正な人員の配置を行い、職員の採用に当たっては資質の高い人材をより広く求めることができるよう工夫すること。 また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく人員の削減、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)、「整理合理化計画」等を踏まえた給与体系及び給与水準の見直しを行うなど、人件費改革に引き続き取り組むこと。 さらに、給与水準について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日行政改革推進本部決定。以下、「整理合理化計画」という。)等に基づき、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている運営の効率性・自律性を高める取組を一層進めるため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>① 組織体制 重度かつ高齢の知的障害者に対し、自立のための支援を先導的、総合的に行うため、柔軟に組織再編を実施し、効率的かつ効果的な業務運営に努める。 なお、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%を削減する。</p> <p>② 人件費改革と給与水準の適正化 ア 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)や「整理合理化計画」等に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う等、引き続き人件費改革に取り組む。 なお、給与の水準については、国立のぞみの園の業務内容と国からの財政支出の状況、同種の民間施設等の状況などを踏まえ、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。</p> <p>イ 法人の業務実績や職員の能力、勤務成績を適切に評価し、その結果等を役員報酬や職員給与に反映させる。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>① 組織体制 ア 業務運営の一層の効率化や、自立支援の取組に関する新たな課題等に対応するため組織体制の見直しを行う。</p> <p>イ 常勤職員数について、期首(平成20年度当初)に対する期末(平成24年度末)の割合が80%となるよう、平成20年度においても計画的に削減を行う。</p> <p>② 人件費改革への着実な取組 ア 平成20年度及び21年度の2か年計画により、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。</p> <p>イ 人事評価制度について、人事評価の結果等を職員給与に適切に反映させる観点から、これま</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>① 効率的な組織体制等 ア 組織・実施体制の見直し ○ 第二期中期目標期間の重要課題である自立支援、地域支援及び調査・研究に的確に対応するため、専門的な知見をもって業務指導を行う「参事」職を平成20年4月から新設した。なお、参事は非常勤とし、各分野の外部の専門家3名を招へいし、その任に充てた。 ○ 内部統制・ガバナンス強化への取組を進めるため、平成20年4月から法人事務局に担当部署として「調査役(監査担当)」を新設した。 ○ 平成20年度から、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業(罪を犯した知的障害者への支援事業)を実施することとし、平成20年4月から担当部署として地域支援部に「社会生活支援センター準備室」を新設した。 ○ 平成20年10月から就労移行支援を実施するため、活動支援部に就労移行係を新設した。また、21年1月には、施設利用者の高齢化や障害の状況等に合わせて活動内容を選択できるよう、活動支援部の組織・班編成、活動内容を見直すとともに、日中活動の拠点として活動支援棟のサテライト(分場)を設置した。 ○ 生活寮について、施設利用者及び職員の減少等を踏まえ、職員の相互交流と柔軟な職員配置、指揮命令系統の簡素化に向けた検証を行うこととし、平成21年1月から複数寮を1人の寮長が統括する試行的な取組を開始した。</p> <p>イ 常勤職員数の削減 ○ 常勤職員数について、平成20年度期首に対して△19人の削減を行った。 ・20年度期首275人 → 期末256人(△19人)</p> <p>② 人件費改革への着実な取組 ア 給与水準の適正化に向けた取組と人件費総額の縮減 ○ 平成20年度において常勤職員及び非常勤職員に係る給与等制度の適正化に向けた検討を行い、国家公務員の給与構造改革を踏まえた新しい給与制度に21年4月から見直すこととしており、計画より1年早く施行に至るなど、積極的に取り組んだ。 なお、見直しに当たっては、職員の理解が不可欠であることから、合わせて9回の説明会を実施し、内容の理解と協力を求めた。 ・給与等の改正案に関する職員説明会 11月～12月 7回開催 ・非常勤職員に対する説明会 21年2月 2回開催 ○ なお、平成20年度の職員の給与に係るラスパイレス指数は、次のようになっている。 ・対国家公務員 98.1 ・対他の独立行政法人 92.3 (※事務・技術職) ○ 人件費総額について、常勤職員数等を削減することにより、平成19年度と比較して約1億円を超える縮減(△4.7%)を図った。 ・19年度2,450百万円 → 2,335百万円(△115百万円)</p> <p>イ 人事評価制度の検討 ○ 人事評価について、規程等に基づき実施するとともに、その結果等の活用を図るための検討を具体的に進める観点から、平成20年度において19年度の実施状況等を検証した</p>

中期目標(第2期)		中期計画(第2期)		平成20年度計画		平成20年度の業務の実績	
		<p>での実施状況等を検証し、人事評価制度の適正な運用を図る。</p> <p>③ 人事配置 ア 人事評価の結果等を活用し、 ①職員の意識高揚と能力開発、 ②適材適所の人事配置、 ③公正な処遇等に努める</p> <p>イ 行動障害等への対応や調査・研究等の業務を充実させるため、実績と知見を有する者などの人事交流等を平成20年度に実施する。</p> <p>ウ 施設利用者の減少等に応じた適正な人員の配置を行う。</p>		<p>ほか、国家公務員が20年度で実施した人事評価のリハーサル試行の状況を把握した。</p> <p>③ 人事配置 ○ 人事評価制度の平成19年度の実施状況等を検証し、職員の意識と能力の把握に努め、人事配置や処遇等の検討の参考とした。</p> <p>○ 全国の障害者関係施設や大学等に所属する者のうち、自閉症及び行動障害等への支援や行動援護、並びに調査・研究の質の向上に対し、それぞれ高い知見と経験を有する者の3名を平成20年4月から招へいし、「参事」(非常勤)としてその任に充てた。</p> <p>○ 施設利用者の減少や定年退職の状況等に応じ、適正な人員配置を行った。</p>			
評価の視点等	【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】	自己評価	A	評定	A		
		<p>第2期中期目標の新たな課題等に的確かつ効率的に対応するため、組織・実施体制の整備に努めたほか、計画的に常勤職員数を削減すること等により、人件費総額を平成19年度と比較して約1億円削減した。このうち、常勤職員数については、20年度当初の数に対して最終年度末で20%を削減(△52人)する目標に対して、初年度の20年度で約4割となる19人を削減するなど、大きく目標達成に向けて進展するとともに、給与水準の適正化に向けて、当初計画で2年計画とした給与制度の見直しについて、計画を上回り1年間で達成するなど、積極的に人件費改革に取り組み、計画以上の成果を上げた。</p>		<p>(委員会としての評定理由) ①業務運営体制の整備について 第1期中期目標期間からの継続課題への対応強化や、第2期中期目標における新たな課題に的確に対応するため、自立支援、地域支援及び調査・研究に関する業務指導を行う「参事」職を新設する等、初年度として、目標達成に向けた組織的な体制を整備したものと認められる。 ②人件費改革への取組について 常勤職員数について、平成20年度期首に対して期末で19名を削減し、総額で1億円を超える人件費(退職手当を除く)の削減を行った。この結果、人事に関する計画を大きく上回る実績を上げるとともに、数値目標として掲げる「平成20年度期首に対し、平成24年度末で20%以上を削減(52名以上の削減)」の約4割を初年度で行ったこととなり、第2期中期目標の達成に向けて大きく進展したことが認められる。さらに、給与水準の適正化に対しても、職員の給与等について、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを行うことにより対応することとし、職員に対して繰り返し説明会を開催し理解と協力を得た結果、当初の2か年計画から1年早く平成21年4月からの実施とするなど、人件費改革に意欲的に取り組み、計画以上の成果を上げたことを評価する。</p>			
[数値目標]		<p>・ 平成20年度末の常勤職員数は、現員256人であり、20年度当初との比較で19人を削減(△6.9%)した。 (業務実績「①効率的な組織体制等」P1参照)</p>		<p>・ 平成20年度末の常勤職員数は、現員256人であり、20年度当初との比較で19人を削減(△6.9%)した。 (業務実績「①効率的な組織体制等」P1参照)</p>			
<p>・ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首(20年度当初)と比較して20%を削減する。</p>		<p>・ 常勤職員数について、期首(平成20年度当初)に対する期末(平成24年度末)の割合が80%となるよう、平成20年度においても計画的に削減を行う。</p>					
[評価の視点]		<p>実績：○ ・ 新しい課題である福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者(罪を犯した知的障害者)への対応や、内部統制の向上、ガバナンス強化を担当する部署・職制を設けた。なお、「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援」を担当する「社会生活支援センター準備室」については、支援部門職員を中心に対応することとした。 (業務実績「①効率的な組織体制等」P1参照)</p>		<p>実績：○ ・ 中期目標が立てにくく、法人のガバナンスや運営の見通し、職員のかかわり方が育ちにくいのではないかと。努力されている事は理解できる。ただし、内部統制の向上に調査役が必要だったのか。現体制でも出来るのではないかと。また、19人の常勤職員の削減は、利用者支援の質の低下につながらないのか。給与水準について、これ以上上げていくのはいかがなものか。業務内容が専門的かつ困難業務であるため職員のモチベーション維持・サービス低下を防ぐため慎重にした方がよい。職員の削減などを順当に行っている。また、能力のある人を招聘し成功。社会生活支援センター準備室の設置を通じ、組織再編強化。監査担当を設置するなど業務運営体制確立に向け努力。常勤職員19名減とサービスの質との関係が不明瞭。人事という取組に長期を要するものを前倒しで実施し、人員削減、人件費減という難しいことを成し遂げたことは評価できる。</p>			
<p>・ 人員の計画的な削減や給与体系の見直し、給与水準の適正化を行うなど、人件費改革に取り組んでいるか。</p>		<p>実績：○ ・ 人件費総額の削減に向けて、平成20年度においても次のように計画を上回る取組を行い、人件費総額を19年度と比較して約11.5百万円削減した。第2期中期目標の達成に向けて積極的に人件費改革に取り組んでおり、第2期中期目標期間の初年度として、順調な滑り出しとなった。 ①常勤職員数について、現員を256人とし、19人を削減。 ②給与制度の見直しについて、20年度、21年度の2年計画を1年前倒しし、21年度から施行。 (業務実績「②人件費改革への着実な取組」P1参照)</p>					

<ul style="list-style-type: none"> 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点) 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人に対する平成20年度の財政支出の額(運営費交付金)の割合は、総収入額に対して6割を超えているが、①給与水準は、ラスパイレス指数(事務・技術職)が国家公務員に対して98.1、他の独立行政法人と比べて92.3と極めて低いこと、②法人の業務が自己収入の途が限られた福祉事業を専ら行うものであって、かつ、業務範囲が個別法に定められ他の業務ができないなどの制約があることに加え、永年(平均33年)に渡り施設生活を送ってきた施設利用者の地域移行等の進展により施設利用者数が減少し自己収入の増加が期待できないこと等により、ある程度国の財政支出に頼らざるを得ない状況にある。 <p>したがって、こうした法人の現状や、職員の士気の確保と施設利用者に対する適切なサービス提供を図るための人材確保を考慮すると、給与水準については、概ね妥当なものとする。</p> <p>(業務実績「②人件費改革への着実な取組」P1参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 評価の視点の細目に係る実施状況が順調であり、数値目標の中期目標に対する進捗率が高いことによる。 20年度は常勤職員19名(6.9%)削減した。給与制度の見直しも2年計画を1年で達成している。新部署を設置し、適正な人員配置を行っている。 昨年度までの体制を見直し、外部の視点を入れ、ようやく社会一般の常識的な状況に近づけようとしている努力は評価できる。全体の組織像が示されていないので、どの程度達成できているかが、今ひとつ明らかでない。
<ul style="list-style-type: none"> 人事交流や有能な人材の招聘等、資質の高い人材確保に取り組んでいるか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 自閉症及び行動障害等への支援や、行動援護、並びに調査・研究の質の向上に対し、それぞれ高い知見と経験を有する者3名を、参事(理事長からの特命担当)として、大学や他の障害者関係施設から招へいした。 <p>(業務実績「③人事配置」P2参照)</p>	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 「整理合理化計画」に基づき、効率的かつ的確な業務遂行を図るため、内部統制・ガバナンス強化に向けた条件整備を図ること。</p>	<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組</p> <p>① 内部統制の向上を図るための取組 組員役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、その向上を図るための検討を行い、具体的な取組状況を公表する。</p> <p>② 内部進行管理の充実 各業務部門ごとに業務目標を設定し、継続的に業務のモニタリングを行い業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。</p>	<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組</p> <p>① 内部統制の向上を図るための取組 内部統制について、第三者の専門的知見を活用するなど、その向上を図るための取組を平成20年度中に検討し基本的な考え方の整理を行い、その結果について公表する。</p> <p>② 内部進行管理の充実 ア 業務目標に対する進行状況を把握するため、各部所にモニターを置き、継続的にモニタリングを行う。 イ 業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を平成20年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務遂行に反映させる。</p>	<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組</p> <p>① 内部統制の向上を図るための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部統制の向上・ガバナンス強化を図るため、平成20年12月に役職員で構成する内部統制向上検討委員会を設置し、基本方針やその取組について検討を行い、21年3月に検討結果を報告として取りまとめた。さらに、この報告書については、当法人ホームページに掲載するなどにより公表した。 <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制向上検討委員会の開催状況(設置:平成20年12月24日) <ul style="list-style-type: none"> 第1回 平成21年 1月 8日(木) 第2回 平成21年 2月26日(木) 第3回 平成21年 3月23日(月) ○ 内部統制の向上についての検討を行うに当たって、役職員に対して内部統制、ガバナンスに関する共通認識を持たせるため、会計監査法人の協力を得て役職員を対象とした研修会を開催するとともに、外部のセミナーに関係職員を派遣した。 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催(役員、幹部職員等) <ul style="list-style-type: none"> 開催日:平成20年7月22日(火) テーマ:内部統制・ガバナンスの動向について 講師:新日本有限責任監査法人 ・内部統制セミナーへの出席 <ul style="list-style-type: none"> 会計監査法人主催によるセミナー(2回) ○ 内部統制の一環として、平成20年度及び21年度の2か年計画により、事業運営を阻害する要因(リスク)の発生の防止に取り組む継続的な仕組を整備することとし、平成20年度においては、会計監査法人の業務支援を受けながら「国立のぞみの園阻害要因一覧」(117項目)を作成した。 ○ 平成20年度は、第2期中期目標・中期計画期間の初年度であることから、職員に対し新しい中期目標・中期計画等の内容について周知徹底を図り、役職員が一丸となって中期目標の達成に向けて取り組むため、20年4月から5月にかけて3回に亘り職員説明会を開催した。 ○ 健康で働きやすい職場を確保し次世代育成支援に取り組むなど、全職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境等を整備するため、平成20年4月から適用する新しい「行動計画」を策定した。 <p>② 内部進行管理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ア モニタリングの実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2期中期目標期間におけるモニターを改めて各部所より選出し、各部所の業務遂行状況を継続的にモニタリングする仕組を整備した。 イ モニタリング評価会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度において、モニタリング評価会議を四半期に1回開催(年4回)し、各モニターの評価項目に基づき進捗状況の報告等を行い、業務の進行管理に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング評価会議の開催状況 <ul style="list-style-type: none"> 第1回 平成20年 6月18日(第1・四半期分) 第2回 平成20年 9月24日(第2・四半期分) 第3回 平成20年12月18日(第3・四半期分) 第4回 平成21年 3月25日(第4・四半期分) ・モニター指摘事項(主なもの) <ul style="list-style-type: none"> 通所利用者の健康診断、援助・助言の報告システムの強化、リスク管理の徹底、地域移行の保護者への説明方法の改善等

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
	<p>③ リスク回避・軽減への取組 国立のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策について組織的な取り組みを進める。</p>	<p>③ リスク回避・軽減への取組 ア 施設利用者及び職員の健康管理の観点から、定期的に健康診断を実施するほか、健康的な生活を維持するために必要な措置を適確に講じる。</p> <p>イ 日頃から施設利用者の安全に気を配るとともに、事故が万一発生した場合に、事故原因の分析と対応策の検討を組織的に行い、同じ事故が起らないよう注意喚起を図る。</p>	<p>ウ 苦情解決報告会の開催 ○ 弁護士1名を含む2名の第三者委員を交えた苦情解決報告会を平成21年3月に開催し、保護者から出された苦情・要望等を審議し、適切に対処した。</p> <p>③ リスク回避・軽減への取組 ア 施設利用者及び職員の健康・安全の確保 (ア) 施設利用者に対する健康・安全の確保 ○ 施設利用者の健康及び安全管理のため、定期的な健康診断やインフルエンザ予防接種等の予防策について、当法人の診療所を中心に他の医療機関等の協力を得て実施した。 ・胸部X線撮影 平成20年 5月～6月 ・内科健診 20年11月～21年3月 ・インフルエンザ予防接種 20年11月 ・乳房・婦人科検診(女性のみ) 20年10月</p> <p>○ 施設利用者の高齢化等に伴う機能低下への対応として、介護浴槽での支援等をテーマとした介護技術研修を平成20年10月末から11月にかけて実施した。</p> <p>○ 褥瘡対策として、生活寮において診療所の医師、看護師による実地指導を月1回ペースで実施した。</p> <p>○ 摂食・嚥下障害への対応として、外部の専門家の協力による摂食・嚥下指導を月1回ペースで実施した。</p> <p>○ 座位維持への対応として、外部の専門家の協力によるシーティング指導を年間6回実施した。</p> <p>(イ) 職員に対する健康管理 ○ 職員の健康管理については、定期的に行う健康診断及び人間ドックのほか、インフルエンザ予防接種(11月)等を実施した。</p> <p>○ 職員等を対象としたセミナーについて、平成20年6月に「知的障害者支援に携わる職員のメンタルヘルスケア」、21年2月に「腰痛症」をテーマに実施した。</p> <p>イ 事故防止対策の実施 (ア) 事故防止への取組 ○ 事故には、誤与薬、受傷事故、所在不明等があり、職員の不注意等に因るもの、施設利用者本人又は他の施設利用者等に因るものなど様々な理由があることから、事故防止対策委員会を定期的に開催し、事故報告書やヒヤリハット体験報告書をもとに発生原因の分析、事故防止策などを検討した。その検討結果については、各部所に周知し、同じ事故が起らないよう注意を喚起した。 (※ ヒヤリハットとは、重大な災害や事故には至らないものの、直結してもおかしくない一歩手前の事例の発見を指す。) なお、平成20年度の事故等の発生状況は次のとおりであるが、報告様式の簡素化を図るとともに、事故に繋がる恐れのある事例の報告の徹底を図ったことにより、ヒヤリハット件数が増加した。 ・20年度事故発生実績 54件(19年度70件) ・20年度ヒヤリハット実績 103件(19年度57件)</p> <p>○ 毎年度7月を事故防止月間とし、重点的に防止対策を実施した。事故防止月間には、薬品類(医薬品や消毒薬品等)や刃物の保管状況の点検を行った。そのほか、交通安全のためのチラシの配布(平成20年4月末から5月)。危険箇所の点検(7月)等の事故防止対策を実施した。</p> <p>○ 所在不明情報を園内全域に速やかに周知できるよう、平成20年10月から共通コールサイン(業務連絡171号)を設けるなどの連絡体制の整備を図った。</p> <p>○ 各寮の副寮長、職員を対象として、平成20年6月にリスク管理研修会を2回、21年3月に1回開催し、健康及び安全に関する取組の周知を図った。介護浴槽使用の際に事故等が起らないよう、10月末から11月にかけて介護技術研修を実施した。</p>

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績					
	<p>④ 業務内容の情報開示 国立のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。</p> <p>⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備 随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、監事及び会計監査人からの厳格な監査を受けることができるよう、必要な条件整備を図る。</p>	<p>ウ ノロウイルス等の感染症に対して、地元保健所と連携しながら、効果的・重点的な蔓延防止対策を講じる。</p> <p>エ 安全防災訓練の計画的な実施など、防災対策に取り組む。</p> <p>④ 業務内容の情報開示 ホームページ等において、平成19年度の業務運営の状況や財務状況について公表するとともに、平成20年度の業務目標の遂行状況等を定期的に公開するなど、国民に分かりやすい情報開示を行う。</p> <p>⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備 監事及び会計監査人による監査を効果的に受けることができるよう、その条件整備について平成20年度中に検討を行い、必要な措置を講じる。</p>	<p>○ 新任職員に対して、利用者支援における基本理念とその姿勢を習得するための研修を平成20年5月に行った。</p> <p>○ 非常勤職員に対して、平成20年6月及び10月に利用者支援の基本姿勢の習得と事業計画等の周知を図ることを目的に研修を実施するとともに、21年3月に個人情報保護の観点から守秘義務に関する研修を行った。</p> <p>(イ) 人身事故の発生 ○ 平成21年1月に、職員が運転する車両に施設利用者が接触し怪我を負わせた人身事故が発生した。幸い生命に関わるものではなかったが、施設利用者の生命及び安全を脅かす事案であったことに鑑み、事故の再発防止を徹底するため、事故の状況を再現し事故原因の究明を行うとともに、寮長会議等の様々な機会を通じて各寮、職員に対し検証結果の共有を図った。また、事故に関わった職員及び指導監督を行う立場の役職員を懲戒等処分とし、その内容を公表した。</p> <p>ウ 感染症対策の実施 ○ 平成20年11月から平成21年3月を「感染症予防月間」とし、手洗い・うがいの励行、消毒の徹底を図り、感染症対策の強化に努めた。</p> <p>○ 全国的にインフルエンザが流行し、平成21年1月末に施設利用者のうち10名にインフルエンザの発症者が出たため、速やかに感染症対策委員会を開催し、これ以上広がらないよう組織的な対応を図った。これにより、拡大を最小限に留めることができ、2週間程度で沈静化した。</p> <p>○ ノロウイルスについては、予防に係る注意喚起を徹底した結果、平成19年度に引き続き施設利用者の集団発生を防ぐことができた。</p> <p>エ 安全防災対策の実施 ○ 災害発生時において施設利用者が迅速かつ適確に行動できるよう、安全防災訓練を平成20年度中に4回実施したほか、施設利用者及び役職員を対象とした総合防災訓練を10月に高崎市中央消防署の協力を得て実施した。 当日は、震度6の大地震の発生による火災発生を想定し、避難訓練、初期消火訓練(消火器、屋外消火栓を使用)、担架を使用したの搬送訓練及び「起震車」による地震体験を実施した。</p>	<p>④ 業務内容の情報開示 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等に基づき、組織、業務及び財務に関する情報や、業務運営の状況に関する評価、監査の結果等の独立行政法人に対して情報提供が求められている情報について、平成20年度分をホームページ等において公開したほか、これまでホームページに掲載し広く情報提供に努めてきた調査・研究、セミナー等の業務内容を紹介するページの更新を行った。 なお、ホームページへの掲載について、的確な情報提供を行うための一定のルール化を図る観点から、平成21年3月末にホームページ管理運営基準を新たに制定した。</p> <p>⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備 監事監査が円滑に行えるよう、法人内の連絡調整等を行う担当部署として、「調査役(監査担当)」を平成20年4月から法人事務局に新たに配置した。また、平成20年度中に内部監査の仕組みについて検討し、平成21年度実施に向けて準備を整えた。</p>				
評価の視点等	【評価項目2 内部統制・ガバナンス強化への取組】		自己評価	A		評定	B	
			<p>内部統制の向上を図るための取組の一環として、基本的な考え方を整理するとともに、平成20年度計画にはなかったリスク管理の仕組の構築に向けて検討し、想定リスク一覧を作成するなど、計画以上に進捗した。 このうち、施設利用者に対する事故防止対策については、平成19年度の反省を踏まえ、研修会や様々な機会を設けて事故防止の徹底を図ったことにより、事故件数が減少した。また、一方で、事故を未然に防止するという考え方が職員間に芽生えたことによって、ヒヤリハット件数が増加したが、これらを含め</p>		<p>(委員会としての評定理由) ①内部統制・ガバナンス強化への取組について 取組の初年度となる平成20年度において、法人業務に内部統制の仕組を導入するための土台づくりに取組み、①平成20年4月に担当ポストを新設、②内部統制に関して役職員の共通認識を持たせるための研修等を実施したほか、のぞみの園に相応しい内部統制のあり方を法人内部で検討し、検討結果を取り</p>			

	発生原因の分析等を行い、再発防止に努めた。	まとめ公表している。具体的な内部統制の仕組みを整備するに当たっては、第三者の専門家による業務支援を受けながら取り組んだが、内部統制を「法人運営の適法性・有効性及び効率性を担保するための経営を監視する仕組み」と定義し、その方法として、①リスクの認識・評価、②リスクへの計画的な対応を段階的に取り組むリスク管理体制を構築することとし、当初計画にはない「事業運営を阻害する要因（リスク）の洗い出し」を行い、その一覧を短期間のうちに作成するなど、取組の端緒として積極的に対応したものと認められる。
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を平成20年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務に反映させる。 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング評価会議を平成20年度中に4回開催し、例えば、地域移行の取組方法等について改善等の指摘を受け、対策を講じた。 (業務実績「②内部進行管理の充実」P4～5参照) 	<p>なお、今後、取組を進めるに当たっては、他の独立行政法人とは異なり、個別法に定める福祉事業を主たる事業とするのぞみの園の特殊性を踏まえた独自の視点を加えることも必要であり、継続して行う内部統制の仕組みの検討の中で、こうした視点を取り入れ、のぞみの園に相応しい内部統制の仕組みを再構築していくことを期待する。</p>
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制の向上、ガバナンス強化に向けて、どのように取組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様) 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人として新しい課題である内部統制・ガバナンスに対して、どのように取組むか検討するため、役職員で構成する「内部統制向上検討委員会」を設置した。本委員会において、内部統制に対する基本的な方針を策定するとともに、並行して、会計監査法人の業務支援を受けながら、リスク管理の仕組みの構築を図るための取組を行った。 なお、こうした取組を進めるに当たって、役職員が共通認識を持ち、意識を高めることが必要であることから、法人として内部統制・ガバナンスに関する研修会を開催したほか、会計監査法人の主催によるセミナーに参加した。 (業務実績「①内部統制の向上を図るための取組」P4参照) 	<p>②事故防止対策について 平成19年度の業務実績評価の際に、当委員会として、役職員に対し「施設利用者の安全の確保と生命の尊重」の徹底を強く求めたところであるが、のぞみの園としてこれを真摯に受け止め、職員に対する意識改革とマニュアルの遵守を徹底するための研修を複数回に亘り行うなど、事故防止対策に粘り強く取り組んでいる。平成20年度においては、事故件数について、昨年度と比較して2割程度減少するとともに、職員間に事故防止への意識が浸透した結果、事故に繋がる恐れがあった事例(ヒヤリハット)の報告件数が大きく増加している事実を良しと思わず、さらにこの取組を継続し、今後も施設利用者の健康の維持と安全の確保が最も優先されることを全ての役職員が意識し、避けられる事故を1件でも減らしていく努力を続けていくことを期待する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 業務の進行管理のため、組織的かつ継続的にモニタリングを行っているか。また、モニタリングの結果を業務に反映させる仕組みとなっているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 各部所にモニターを配置し、業務の進行管理を継続的に行うため、モニタリングした結果を四半期毎にモニタリング評価会議において報告させた。この結果や会議での指摘事項については、幹部職員に対し改善策の検討を促すとともに全ての職員への周知を図った。 (業務実績「②内部進行管理の充実」P4～5参照) 	
<ul style="list-style-type: none"> 業務の情報開示や監査機能の強化など、的確な業務遂行をチェックする取組を行っているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページにおいて、法人の業務の積極的な情報提供に努めるとともに、監事監査の円滑な実施を図るための担当部署として、「調査役(監査担当)」を設置した。また、内部監査制度について検討を行い、平成21年度から実施することとした。 (業務実績「④業務内容の情報開示」等P6参照) 	<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制・ガバナンスという用語が馴染みにくい。リスクの識別と発表要旨(P5)における国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標が達成できない阻害要因に含まれる項目の意味が不明である。
<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の安全を守り、法人としてのリスク回避・軽減を図るため、①感染症予防や防災対策に対して、どのように取り組んでいるか。②施設利用者の事故防止対策に対して、どのように取り組んでいるか。また、事故が発生した場合に、原因をどのように分析し、どのような再発防止策を講じているか。 	<p>実績：○</p> <p><①について></p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症等の未然の防止と万一発生した場合の対策を講じるため、流行時期を考慮して「感染症対策委員会」を開催し、迅速な対応を図った。防災対策については、施設利用者に対する防災訓練を夜間を含め定期的に行うとともに、毎年度秋に役職員を含めた総合防災訓練を実施しており、平成20年度においても実施した。 <p><②について></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の施設内における事故を防止するため、「事故防止対策委員会」を定期的に開催し、発生した事故事例の分析を行い、同様の事故が起らないよう様々な機会を通じて注意喚起を図った。このうち、重大事故等については、事故を再現し、事故を避けるための留意点等の徹底を具体的にを行うとともに、事故原因に着目した研修会を開催した。 (業務実績「③リスク回避・軽減への取組」P5～6参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者の指導を受けながらの強化の取組みは評価できるが法人自体で強化取組みが出来なかったのか。長年の実践が生きるようなシステムの見直しが実行できているのか。ヒヤリハットは職員の気付きが増えたためとの説明だが、当然のことが出来るようになったことは評価できるとはいえない。 リスク管理という観点から、感染症や園内での事故に関する再発防止について、より具体的に対策を提示すべきである。 新しく取組を始めた点は評価できるが、医療事故委員会などの活動を取りくめていない。 内部統制向上検討委員会の設置をするなど努力をしているが、リスク管理に関しても第一歩を踏み出したところである。今までの取組から向上したからといってAとまで評価できない。人事評価の適正な運営。 ガバナンス強化体制の仕組みが出来上がったと評価できる。この体制が有効に機能していくことを強く望む。 評価の視点の細目のそれぞれにつき、単なる検討を超えた具体的な取組がなされているため。 阻害要因一覧を作成し、リスクを見える化している。事故予防対策を採り、事故防止対策委員会の設置や必要な研修を執行。今後、強化する段階にあるとみられる。 目標達成を阻害する要因を明らかにし、それに対する取組を行う姿勢は評価できる。その阻害要因について、職員全員に周知されているのか、また具体的にどう取組みをされているのか、例示でもあれば評価できるのだが、まだ途上であるという意味でB評価とさせていただきます。

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績															
<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、中期目標期間の最終年度(平成24年度)の額を、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比べて23%以上節減すること。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>① 経費の節減 中期目標に基づく運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与体系・給与水準の適正化、「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)(以下、「随意契約見直し計画」という。)等に基づく合理化に取り組む。</p> <p>② 運営費交付金以外の収入の確保 ア 地域のニーズを踏まえた多様な事業の実施や、施設・設備等の効率的な活用を引き続き検討し、事業収入の増加を図る。</p> <p>イ 利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。</p> <p>ウ 地域のニーズを踏まえ、短期入所や通所利用を推進する。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>① 経費の節減 ア 定年退職者の後補充について原則行わないこととし、常勤職員数の削減を図る。</p> <p>イ 国家公務員の給与体系を踏まえた見直しを平成20年度及び21年度に行うなど、人件費改革に取り組む。</p> <p>ウ 契約について、「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)(以下、「随意契約見直し計画」という。)等に基づき適正な実施を図る。</p> <p>② 運営費交付金以外の収入の確保 ア 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者を有期限により新規に受け入れる。</p> <p>イ 障害者自立支援法に基づく就労系サービスを平成20年度から実施する。</p> <p>ウ 地域のニーズを踏まえ、短期入所や通所利用を推進する。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>① 運営費交付金の節減 ○ 平成20年度の運営費交付金(予算額(退職手当相当額を除く))について、19年度と比較して約1億円(△4.6%)を節減した。 ・19年度2,334百万円 → 2,227百万円(△107百万円) (※)退職手当相当額を除いた金額</p> <p>② 経費の節減 ア 常勤職員数の削減 ○ 常勤職員数について、平成20年度期首に対して、現員で19人の削減(△6.9%)を行った。 ・現員 期首275人 → 期末256人(△19人)</p> <p>○ 人件費総額について、常勤職員数等を削減することにより、平成19年度と比較して約1億円を超える縮減(△4.7%)を図った。 ・19年度2,450百万円 → 2,335百万円(△115百万円)</p> <p>イ 国家公務員の給与体系を踏まえた見直し ○ 平成20年度において常勤職員及び非常勤職員に係る給与等制度の適正化に向けた検討を行い、国家公務員の給与構造改革を踏まえた新しい給与制度に計画より1年早い21年4月から見直すこととした。</p> <p>ウ 契約の適正化 ○ 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、平成20年度において、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等の競争性の高い契約方式へ移行した。</p> <p>③ 運営費交付金以外の収入の増 ア 支援の困難な者の新規受入 ○ 平成20年度から福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者(罪を犯した知的障害者)への支援事業を実施することとし、新たにその事業の対象者を平成20年10月と21年2月に受入た。</p> <p>イ 就労移行支援の実施 ○ 就労移行支援事業を平成20年10月より開始した。(利用定員10人) 本事業の実施に当たり、活動支援部に専門の係、班として就労移行係就労支援班を設け、職員2人を配置し、そのうち1人をサービス管理責任者とした。 ・利用者数 平成21年3月末現在 6人 支援の一環として、障害者就業・生活支援センター、ハローワークの相談、登録等の就職活動を行うほか、このうち1人が10日間の職場実習を行った。</p> <p>ウ 短期入所及び通所利用の推進 (ア) 短期入所及び日中一時支援事業の実施 ○ 地域の18歳以上の知的障害者に対して、短期間の入所又は日帰り入所させ、必要なサービスを提供した。具体的なサービスについては、受け入れ寮の1日のスケジュールに沿って行うことを基本とした。 短期入所の利用実績は、平成19年度と比較して約1.7倍となるなど、大幅に増加(延日数)した。 なお、短期入所利用者の情報共有化等を図るため、「短期入所利用者支援会議」を月1回開催し、ニーズに応じたきめ細かな対応に努めた。</p> <p>〈短期入所事業〉 (単位：人・日)</p> <table border="1" data-bbox="1632 1732 2597 1900"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>119</td> <td>83</td> <td>36</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>延べ日数</td> <td>1,356</td> <td>867</td> <td>489</td> <td>1,263</td> </tr> </tbody> </table> <p>・19年度利用実績(延べ日数) 818日</p>	内 訳	男	女	市内	市外	利用者数	119	83	36	97	延べ日数	1,356	867	489	1,263
内 訳	男	女	市内	市外														
利用者数	119	83	36	97														
延べ日数	1,356	867	489	1,263														

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績															
		<p>エ 外来診療について広報に努めることにより、診療収入の増を図る。</p> <p>オ 国や地方自治体、民間団体等の実施事業を積極的に受託する。</p>	<p>(日中一時支援事業) (単位：人・日)</p> <table border="1" data-bbox="1626 300 2614 468"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>41</td> <td>20</td> <td>39</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>延べ日数</td> <td>80.00</td> <td>45.75</td> <td>79.50</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>・19年度利用実績(延べ日数)92.5日</p> <p>(イ) 通所利用者の受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当法人において実施する生活介護等を通所により利用する利用者が平成21年3月末現在で44人となった。なお、各障害福祉サービス利用者の内訳は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援 4人 ・自立訓練(生活訓練) 5人 ・生活介護 35人 ○ 利用者の高齢化や障害の状況等に合わせて活動内容を選択できるよう、空き寮を活用して活動支援棟の分場(サテライト)を新たに設置し、サービスメニューの拡充を図った。 <p>エ 診療収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規施設基準の取得及び医学管理料、指導料の算定に向けての取組を継続して行い、診療収入の確保と診療報酬請求業務の適正化等に努めている。 <p><診療所で取得している施設基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有床診療所入院基本料1(夜間緊急体制・複数医師配置・看護配置加算) ・運動器リハビリテーション料(Ⅱ) ・脳血管疾患リハビリテーション料(Ⅲ) ・単純MRI撮影 ・電子化加算 ・入院時食事療養費(Ⅱ) ・補綴物維持管理料 <p>なお、診療収入については、施設利用者数が減ったことによる診療件数の減少に加え、日頃の健康管理の徹底により、患者数の減少なども要因として、約1割程度(△10.8%)減少した。</p> <p>・平成20年度89,146千円(平成19年度99,921千円)</p> <p>オ 国や群馬県等の実施事業の受託</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当法人の目的・機能に沿った業務として、国(厚生労働省)や群馬県、高崎市から次の事業を受託し補助を受けて実施した。 <p>(ア) 国からの補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国(厚生労働省)の「障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)」の補助協議に応募し、補助採択を受け、「行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの標準化に関する調査・研究」及び「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」を実施した。 <p>(イ) 群馬県からの受託</p> <ul style="list-style-type: none"> a 行動援護従業者養成研修実施事業の受託 行動障害のある知的障害者(児)等に対して、外出時及び外出の前後に必要な支援を行うために必要な知識・技術を有する行動援護従業者の養成を図ることを目的とした研修を群馬県から受託した。 ・群馬県行動援護従業者養成研修実施事業 受講者38人 b 知的障害者(児)ホームヘルパー養成基礎研修実施事業の受託 居宅介護に従業しているが、知的障害者(児)へのサービス提供の経験がないものに対し、サービス提供に関する基礎的な知識を研修することにより、適切な知識を備えたヘルパーの確保及びサービスの質の向上を図ることを目的とした研修を群馬県から受託した。 ・ホームヘルパー養成基礎研修実施事業 受講者80人 	内 訳	男	女	市内	市外	利用者数	41	20	39	2	延べ日数	80.00	45.75	79.50	0.50
内 訳	男	女	市内	市外														
利用者数	41	20	39	2														
延べ日数	80.00	45.75	79.50	0.50														

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																																								
		<p>カ 専門学校等の学生や、ホームヘルパー研修受講者等の実習を受け入れる。</p> <p>キ その他、利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。</p>	<p>(ウ) 高崎市からの受託</p> <p>○ 相談支援や情報提供等の便宜を供与し、社会生活を営むことができるようにするため、高崎市相談事業を受託した。</p> <p>カ 実習の受入</p> <p>○ 福祉系大学等の学生、ホームヘルパー研修受講者等の各種養成機関からの実習を受入れた。実習の受入に当たっては、適切な負担を求めた。</p> <p><各種養成機関からの実習受入の状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>学校数</th> <th>人数</th> <th>延べ日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉援助技術現場実習</td> <td>10 箇所</td> <td>13 人</td> <td>260 日</td> </tr> <tr> <td>保育実習</td> <td>32</td> <td>184</td> <td>2,001</td> </tr> <tr> <td>群馬県受託養成研修実習</td> <td>2</td> <td>118</td> <td>164</td> </tr> <tr> <td>介護職員等養成研修実習</td> <td>3</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>国立秩父学園養成所実習</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員養成研修実習</td> <td>1</td> <td>37</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>早期体験実習(医師養成)</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>介護等体験(教員養成)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>52 箇所</td> <td>397 人</td> <td>2,709 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ 利用者負担の適正化</p> <p>○ 施設利用者が負担する利用料(食費、光熱水費、洗濯費)について、直近の実績を踏まえて適切な額の負担を求めた。</p> <p>○ 法人所有施設のうちテニスコート等について、一般市民が利用する場合には、適切な額の負担を求めた。</p>	種別	学校数	人数	延べ日数	社会福祉援助技術現場実習	10 箇所	13 人	260 日	保育実習	32	184	2,001	群馬県受託養成研修実習	2	118	164	介護職員等養成研修実習	3	35	35	国立秩父学園養成所実習	1	1	13	訪問介護員養成研修実習	1	37	111	早期体験実習(医師養成)	2	8	120	介護等体験(教員養成)	1	1	5	合計	52 箇所	397 人	2,709 日
種別	学校数	人数	延べ日数																																								
社会福祉援助技術現場実習	10 箇所	13 人	260 日																																								
保育実習	32	184	2,001																																								
群馬県受託養成研修実習	2	118	164																																								
介護職員等養成研修実習	3	35	35																																								
国立秩父学園養成所実習	1	1	13																																								
訪問介護員養成研修実習	1	37	111																																								
早期体験実習(医師養成)	2	8	120																																								
介護等体験(教員養成)	1	1	5																																								
合計	52 箇所	397 人	2,709 日																																								
評価の視点等	【評価項目3 業務運営体制の効率化に伴う経費節減】	自己評価	B																																								
		<p>運営費交付金(予算額)について、第2期中期目標に定める23%以上の削減を達成するために、平成20年度においても着実に削減を図るとともに、施設利用者が減少する中で運営費確保を図るため、その他の事業収入の確保に努めた。</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>平成20年度においては、人件費総額の縮減に取り組んだほか、競争入札の導入等により業務物件費の削減を図った。併せて、自己収入の増加に向けて、新たに就労移行支援事業を実施する等、障害福祉サービスの充実を図ることにより通所利用者の増を図るとともに、国の補助事業、地方自治体からの受託事業の拡大等にも努めており、第2期中期目標において設定された運営費交付金の節減目標(23%以上の節減)の達成を目指し、着実に取り組んでいるものと認められる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率よく経費の節減が行われているが、反面、職員レベルで人員減のマイナス面が表面化していないか。 「県からの委託事業を積極的に受託」とあるが方向が逆ではないのか。市民感覚で言えば法人から県(地域)に委託するのがあるべき姿ではないかと思う。 自己評価のとおり。 目標に達している。 計画通りである。運営費交付金以外の収入の確保の努力はみられるが、計画通りである。 人員減、人件費減という困難な取組を行った。 中期目標の削減率に見合った削減を図ったため。 運営費交付金を13%以上削減している。予算額は計画通り1億円削減している。 目標達成は十分に出来ていると思われる。 																																								
[数値目標]	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、中期目標期間の最終年度(平成24年度)の額を、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比べて23%以上削減すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度の運営費交付金(予算額(退職手当相当額を除く))については、19年度と比較して△4.6%となり、第2期中期目標期間の最終年度(24年度)に向けて、計画どおり削減を行った。(業務実績「①運営費交付金の節減」P8参照) 																																									
[評価の視点]	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比較して、どの程度節減が図られているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度の運営費交付金(予算額(退職手当相当額を除く))については、19年度と比較して△4.6%となった。(業務実績「①運営費交付金の節減」P8参照) 																																									
	<ul style="list-style-type: none"> 事業収入の増加を図るための取組を行っているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の減少により事業収入は減収となったが、その中で、②新しい障害福祉サービスの実施、③国や地方自治体の補助、委託事業を実施し、事業経費を確保するなど、収入増を図るための努力を行った。(業務実績「③運営費交付金以外の収入の増」P8～10参照) 																																									

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。</p>	<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、利用方法等の検討を行う。 併せて、老朽化等により不用となった建物の処分等を検討する。</p> <p>(1) 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、施設利用者の減少や能力・障害の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。</p> <p>(2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者等に医療を提供する。</p>	<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用</p> <p>(1) 土地・建物等の資産の利用方法等の検討</p> <p>① 効率的かつ効果的な利用の検討 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、現状分析や利用方法等の検討を平成20年度から定期的に行う。併せて、不用となった建物の処分等についても検討する。</p> <p>② 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設利用者に対する支援の充実等を図るため、既存の施設・設備等について、日中活動の場や余暇時間を過ごす場等への有効活用を図る。</p> <p>(2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者等に医療を提供する。</p>	<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用</p> <p>(1) 土地・建物等の資産の利用方法等の検討</p> <p>① 資産の効率的かつ効果的な利用の検討 ○ 平成20年8月に土地、建物等の資産の利用方法等を検討する資産利用検討委員会を開催し、資産(土地・建物)の現状の報告を行うとともに、資産の効率化に関する事前アンケートを基にして利・活用の方策を検討した。併せて、東京電力(株)送電線路の架設に伴う铁塔敷地の賃貸借契約や線下補償契約の追認を行った。</p> <p>○ 老朽化した職員宿舎の集約化と効率的なサービス提供の観点から、4棟の空き部屋を活用して行ってきた地域生活体験ホームについて、平成21年2月から1棟に集約した。</p> <p>② 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 ア 空き寮の活用 施設利用者の減少によって使用を中止した生活寮(空き寮)1か寮について、食堂・職員室の間仕切りの撤去、ダイルーム床の張り替えなどの改修等を行い、平成20年7月から地域体験ホーム利用者、通所利用者の昼食・余暇時間を過ごす場として活用した。 また、施設利用者の高齢化や障害の状況等に合わせた活動内容の選択ができるよう、第1次及び第2次寮再編により空き寮となっている3か寮及びデイサービスセンターについて、平成21年1月から活動支援棟のサテライトとして活用を図り、多様な場所とメニューによりサービスを提供した。なお、その準備として、このうち2か寮については、利用者の利便を図るために内部改修を実施した。</p> <p>イ 生活寮の再編に関する検討 ○ 施設利用者の高齢化や重度化等が顕著となり、そのニーズに対応した適切なサービスの提供と、地域移行等による施設利用者の減少に鑑み、平成21年度に実施する予定の第3次寮再編を見据えて、21年1月に「第3次寮再編成検討委員会」を立ち上げ、本格的な検討に着手した。 その検討の中で、機械浴槽室を併設予定の1か寮については、第3次寮再編後においては重介護棟として活用することとし、改修工事を行うために平成21年3月末で閉寮とした。</p> <p>③ 保有資産の適切な活用の確保 ○ 監事監査において、保有資産の活用方法等に関する確認を受けたが、特段の指摘はなかった。</p> <p>(2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 ○ 診療所において、地域の知的障害者(児)及び家族等に対して外来診療を実施した。(診療実績については、36頁を参照。) ＜地域の知的障害者等が利用できる診療科目＞ 内科外来、精神科外来、整形外科外来、皮膚科外来、歯科外来 心理相談(外来)、リハビリ外来 このうち、心理相談(外来)については、群馬県内及び関東近辺の都県からの利用があるなど、広域に亘り活用された。 また、地域の言葉が遅れている発達障害児に対して、ことばの学習訓練を行った。</p> <p>○ 心理外来を利用する発達障害児を対象に、臨床心理士、医師、養護学校教諭、保健師、保護者等によるケースカンファレンスを実施し、行動や学習面での対策、現状の分析、今後の養育方針に関する情報提供や心理的指導・助言を行った。</p>

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																																								
	<p>② 福祉関係者等への活動の場としての活用 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場に提供するなど、一層の利用促進を図る。</p>	<p>② 福祉関係者等への活動の場としての活用 ア 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場として提供する。</p> <p>イ 施設・設備等について、福祉関係者の研修会等の場として提供する。</p> <p>ウ 施設利用者と地域住民との交流を進め、障害者に対する地域住民の理解を高めるため、施設利用者と地域住民が参加するイベントを企画し実施する。</p>	<p>② 福祉関係者等への活動の場としての活用</p> <p>ア 活動の場としての提供 ○ 法人所有施設の一般開放について、広報活動を行っており、地元育成会やボーイスカウト、知的障害児(者)民間活動団体等の活動の場として提供した。</p> <table border="1" data-bbox="1709 422 2585 617"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>延べ利用人数</th> <th>利用団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>644人</td> <td>地元育成会等</td> </tr> <tr> <td>グラウンド</td> <td>1,150人</td> <td>地元育成会、少年野球チーム等</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>705人</td> <td>一般市民等</td> </tr> <tr> <td>富士会館</td> <td>260人</td> <td>少年野球チーム、ボーイスカウト</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>※19人</td> <td>知的障害児(者)民間活動団体</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,778人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※プールの一般開放については、事故防止の観点から、利用の制限を行った。</p> <p>○ 地域のボランティア等に対して、カラオケや踊り等の活動の場として、法人施設(文化センター)を提供した。</p> <p>○ 春から秋にかけて、高崎市内の幼稚園や保育所の野外保育の場として、牧場を開放した。</p> <p>○ 地元高校のマラソンコースや地域住民によるウォーキングラリーのイベントコース、地域住民の散歩等の場として提供した。</p> <p>イ 研修会等の場としての提供 ○ 群馬県や関係団体等の要請を受け、研修会等の場として法人施設(文化センター)を提供した。</p> <table border="0" data-bbox="1774 976 2763 1115"> <tr> <td>・群馬県知的障害者福祉協会初任者研修会</td> <td>参加者数 99人</td> </tr> <tr> <td>・群馬県行動援護従業者養成研修会(3日間)</td> <td>参加者数 38人</td> </tr> <tr> <td>・群馬県知的障害者(児)ホームヘルパー養成基礎研修(2回)</td> <td>参加者数 80人</td> </tr> <tr> <td>・群馬県知的障害者施設保護者会連絡協議会日帰り研修会</td> <td>参加者数 98人</td> </tr> <tr> <td>・群馬県摂食・嚥下研究会</td> <td>参加者数 102人</td> </tr> </table> <p>ウ 地域との交流 ○ 平成20年10月19日に「第6回のぞみふれあいフェスティバル」を開催した。 フェスティバルでは、イベントや施設利用者の製作品の展示のほか、地域住民を対象とした施設見学ツアー、福祉サービスや医療相談等を行った。 なお、施設利用者は、模擬店等を利用して就労体験や買い物体験に参加し、地域住民との交流の機会を持つことに努めた。 ・参加者数 1,938人</p> <p>○ 平成20年8月に「高校生ボランティア講座2008」を開催した。 ・8月20日～21日の2日間 参加者数 高崎市内1校12人(延べ24人)</p> <p>○ 職員研修会や障害医療セミナーの開催に当たり、広く募集を行い、地域住民の参加を得た。</p> <table border="0" data-bbox="1825 1501 2694 1585"> <tr> <td>・職員研修会</td> <td>平成20年12月17日</td> <td>77人(地域住民 一人)</td> </tr> <tr> <td>・障害医療セミナー</td> <td>20年 6月11日</td> <td>110人(地域住民16人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21年 2月18日</td> <td>91人(地域住民13人)</td> </tr> </table> <p>○ 中学校の職場体験学習として、平成20年9月8日～12日の5日間、高崎市内中学校の生徒27人を受入れた。</p> <p>○ 近隣の特別支援学校(養護学校)の生徒に対して、現場体験利用の受入れを行った。 ・参加者数 高崎市内3校8人</p> <p>○ 地元中学校(吹奏楽部・JRC)との交流会を当法人施設(文化センター)で開催した。 ・福祉交流会 平成21年3月14日開催 参加者数 生徒48人 職員3人</p> <p>○ 地元小学校等を対象に、親子作業体験等のイベントを開催した。 ・親子作業体験 平成20年7月19日開催 参加者数 11家族26人</p>	施設名	延べ利用人数	利用団体	体育館	644人	地元育成会等	グラウンド	1,150人	地元育成会、少年野球チーム等	テニスコート	705人	一般市民等	富士会館	260人	少年野球チーム、ボーイスカウト	プール	※19人	知的障害児(者)民間活動団体	合計	2,778人		・群馬県知的障害者福祉協会初任者研修会	参加者数 99人	・群馬県行動援護従業者養成研修会(3日間)	参加者数 38人	・群馬県知的障害者(児)ホームヘルパー養成基礎研修(2回)	参加者数 80人	・群馬県知的障害者施設保護者会連絡協議会日帰り研修会	参加者数 98人	・群馬県摂食・嚥下研究会	参加者数 102人	・職員研修会	平成20年12月17日	77人(地域住民 一人)	・障害医療セミナー	20年 6月11日	110人(地域住民16人)		21年 2月18日	91人(地域住民13人)
施設名	延べ利用人数	利用団体																																									
体育館	644人	地元育成会等																																									
グラウンド	1,150人	地元育成会、少年野球チーム等																																									
テニスコート	705人	一般市民等																																									
富士会館	260人	少年野球チーム、ボーイスカウト																																									
プール	※19人	知的障害児(者)民間活動団体																																									
合計	2,778人																																										
・群馬県知的障害者福祉協会初任者研修会	参加者数 99人																																										
・群馬県行動援護従業者養成研修会(3日間)	参加者数 38人																																										
・群馬県知的障害者(児)ホームヘルパー養成基礎研修(2回)	参加者数 80人																																										
・群馬県知的障害者施設保護者会連絡協議会日帰り研修会	参加者数 98人																																										
・群馬県摂食・嚥下研究会	参加者数 102人																																										
・職員研修会	平成20年12月17日	77人(地域住民 一人)																																									
・障害医療セミナー	20年 6月11日	110人(地域住民16人)																																									
	21年 2月18日	91人(地域住民13人)																																									

評価の視点等	【評価項目4 効率的かつ効果的な施設・設備の利用】	自己評価	B		評 定	B	
		施設利用者に対する効果的なサービス提供の観点から、施設・設備の利用方法について、継続して見直しを進めたほか、法人施設等の一般開放を積極的に行い、地域の福祉関係者、ボランティア、地域住民等が総数で延べ約5,000人の利用があるなど、地域の社会資源・公共財としての役割を果たした。			(委員会としての評定理由) 効率的な施設・設備の利用については、施設利用者に対する効果的なサービス提供の観点から、施設利用者の高齢化等の状況に応じた日中活動の充実を図るため、空き寮を活用した活動支援棟の分場(サテライト)の設置や、地域生活体験ホームの集約化等の見直しを図るとともに、地域福祉の観点から、障害者への理解を深めるための取組として、地域との交流を図るためのふれあいフェスティバルを開催する等、積極的に施設・設備の有効活用に努めている。今後も、施設利用者への効果的なサービス提供の観点や、地域の社会資源、公共財としての役割を十分認識し、施設・設備の一層の活用方策について検討することを希望する。		
[評価の視点] ・ 保有する建物等の資産について、適時・的確に利用方法等を検討し、有効活用に努めているか。(政・独委評価の視点事項と同様)		実績：○ ・ 法人内部に「資産利用検討委員会」を設置し、資産(土地、建物)の状況の再確認を行うとともに、効率的かつ効果的な利・活用の方法等を検討した。(業務実績「①資産の効率的かつ効果的な利用の検討」P11参照)					
・ 施設利用者の減少や能力・障害の状況等を踏まえ、施設・設備等の効率的かつ効果的な利用が図られているか。		実績：○ ・ 施設利用者に対する効果的なサービス提供の観点から、平成20年度においては、地域生活体験ホームの集約化と空き寮を活用した日中活動サービスの充実を図った。また、平成21年度において、施設利用者の高齢化等に対応した生活寮の再編成を実施するため、施設利用者の状況を再確認し、個々の状況に適した治療・介護、支援のあり方等についての検討を21年1月から行った。(業務実績「①資産の効率的かつ効果的な利用の検討」P11参照)			(各委員の評定理由) ・ 施設の地域利用が行われている。立地条件をどう克服できるのかが、今後の課題であるか。 ・ 「活用」について努力し、達成している。 ・ 努力されていることは認めるが、施設が広大であるため、多少の費用をかけても、地域住民でも利用できる整備をより一層すすめるべき。また、施設の管理費もかかると思われるため一部売却の検討を。 ・ 計画通り。 ・ 医療施設に大きな設備投資を行っているので、これをもっと外部者が利用しやすいように図られたらいいか。 ・ 評価の視点の細目のそれぞれにつき、順調な取り組みがなされているため。終の棲家を想定して整備した施設が社会政策の変更により役割を見直されているため、有効活用の評価は難しい。最終的な利用者の人員規模等や地域移行へ至るモデルの想定など、施設の行き着く先を具体的に描くことが望まれる。 ・ 既存生活寮について「第三次寮再編」について、議論している段階にある。 ・ 施設の再編、敷地の利用なども含めて、包括的に見直し社会情勢に合わせた計画を立てて実行する必要がある。		
・ 保有資産の活用について、監事の監査において適切にチェックを受けているか。		実績：○ ・ 平成20年度の監事監査において、保有資産の活用に関する確認を受けたが、特段の問題はなかった。(業務実績「③保有資産の適切な活用の確保」P11参照)					
・ 施設・設備等について、福祉関係者やボランティアの利用など、地域の社会資源・公共財として、地域住民への積極的な施設開放が行われているか。		実績：○ ・ 法人の所有する施設・設備等の一般開放について、広報チラシの配布やホームページに掲載するなど積極的に取組み、多くの地元福祉関係団体、民間活動団体等から利用された。また、毎年秋に開催し地元の行事として定着した「第6回のぞみふれあいフェスティバル」には、平成20年度も約1,900人の地域住民、ボランティア等が参加し、好評を得た。(業務実績「②福祉関係者等への活動の場としての活用」P12参照)					
・ 地域の知的障害者等への医療が適切に提供されているか。		実績：○ ・ 診療所において、地域の知的障害者(児)及び家族等に対するニーズに対応できるよう、歯科をはじめ様々な診療科目を設定して外来診療を実施した。(業務実績「①診療所の機能の活用」P11参照)					

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
<p>3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>① 「整理合理化計画」に基づき、国立のぞみの園において策定した「随意契約見直し計画」(平成19年12月)の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施すること。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>3 合理化の推進 重度かつ高齢の知的障害者という施設利用者の特性を十分考慮しながら、契約は原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>① 「整理合理化計画」に基づき、国立のぞみの園において策定した「随意契約見直し計画」の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>3 合理化の推進 (1) 「随意契約見直し計画」に基づく取組等</p> <p>① 「随意契約見直し計画」に基づく取組 平成20年度において、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実行し、契約の適正な実施を図るとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 競争性、透明性の確保 平成20年度において、一般競争入札等のうち企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。</p> <p>(2) 入札・契約の適正な実施の確保 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>(3) 外部委託の検討 平成20年度における新しい事業等の実施状況を見極めながら、外部委託の検討を行う。</p>	<p>3 合理化の推進 (1) 「随意契約見直し計画」に基づく取組等</p> <p>① 「随意契約見直し計画」に基づく取組 ○ 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に遂行するため、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等、競争性の高い契約方式へ移行した。</p> <p>○ 平成20年度においては、医事業務委託について指名競争入札へ移行した。これにより、清掃業務、設備管理業務等の主要業務については、競争性の高い契約方式への移行することができた。</p> <p>○ なお、前年度(19年度)の取組状況については、20年7月に法人のホームページに掲載し、公表した。</p> <p>② 競争性、透明性の確保 ○ 一般競争入札の実施に向けて検討し、厚生労働省の国庫補助を受けて行うスプリンクラー設置工事をはじめ、6件について一般競争入札による契約を実施した。 また、平成21年1月13日付けで要綱を改正し、企画競争を実施する場合は、公募により行うこととし、競争性・透明性の確保に努めた。 なお、平成21年度分の清掃・設備官営等の主要業務委託契約についても、指名競争入札から一般競争方式に移行し、20年度中に入札を行った。</p> <p>(2) 入札・契約の適正な実施の確保 ○ 監事監査において、会計規程に基づく入札・契約が適正に実施されているか関係書類等の確認を受けるとともに、随意契約見直し計画の実施状況についても確認を受けたが、特段の指摘はなかった。 また、同様に、会計監査法人による監査においても、契約にかかる決裁文書及び証拠書類について確認を受けたが、問題はなかった。</p> <p>(3) 外部委託の検討 ○ 障害者自立支援法に基づく新しい事業等の検討の中で、外部委託の適否についての検討は行ったが、新たに該当する業務は見当たらなかった。</p>

評価の視点等	【評価項目5 合理化の推進】	自己評価	B		評 定	B	
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「随意契約見直し計画」の実施状況はどうか。また、その状況について公表しているか。(政・独委評価の視点事項と同様) 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 「随意契約見直し計画」を着実に遂行するため、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等、競争性の高い契約方式へ移行した。 <p>また、こうした見直し状況の公表は、毎年度実施することとし、平成20年度においては、19年度分について、ホームページに掲載した。 (業務実績「(1) 「随意契約見直し計画」に基づく取組」P14参照)</p>	<p>「随意契約見直し計画」に基づき、概ね計画どおり見直しを進めた。</p>			<p>(委員会としての評定理由) 「随意契約見直し計画」に基づき見直しを進め、平成20年度において随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、競争性の高い契約方式に移行するなど、合理化を計画的に進めているものと認められる。</p>	<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 随契の見直しは、当然のことである。 合理化は、推進されている。 自己評価のとおり。 計画通り。 一般競争入札を実施。 	<p>評価の視点の細目のそれぞれにつき、順調な取り組みがな</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札等の実施状況はどうか。そのうち、企画競争や公募を行う場合 	<p>実績：○</p>					

<p>には、競争性、透明性が十分に確保させる方法により実施しているか。 (政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度においては、スプリンクラー設置工事をはじめ、6件について、一般競争入札による契約を実施した。また、21年1月には企画競争を実施する際の要綱を改正し、競争性、透明性を確保するため、公募により行うこととした。 なお、21年度分の清掃、設備管理等の主要業務についても、指名競争方式から一般競争方式へと移行し、20年度中に入札を行った。 (業務実績「(1)「随意契約見直し計画」に基づく取組等」P14参照) 	<p>れているため。</p> <ul style="list-style-type: none"> 真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等の競争性の高い契約方式へ移行している。 随意契約に関する状況は、法人側の意見にもあるとおり、当然の姿勢と考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> 入札・契約の実施状況について、監事及び会計監査人による徹底的なチェックを受けているか。(政・独委評価の視点事項と同様) 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 監事監査において、入札・契約状況が適正であるか関係書類等の確認を受けたが、特段の問題はなかった。 また、会計監査法人による監査においても、契約事務手続について確認を受けたが、問題はなかった。 なお、平成20年度より、法人事務局内に契約関係も含めた審査体制の強化を図るため、監査担当の部署を新設し、1,000千円以上の契約案件については、決裁において内容等の審査を行っている。 (業務実績「(2)入札・契約の適正な実施の確保」P14参照) 	
<ul style="list-style-type: none"> 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点) 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約方式に係る会計規程等については、契約の適正化を図るため、平成20年度において必要な見直しを行うとともに、その他の検討項目について、平成21年度中に改正を行うこととしている。 【見直しの状況】 ①し意的な運用を排除するため、包括的随契条項を削除した。 (平成20年12月26日改正済) ②予定価格の作成・省略に関する規程等の整備 (平成21年度改正予定) ③総合評価方式や複数年度契約に関する規定の整備 (平成21年度改正予定) 	
<ul style="list-style-type: none"> 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点) 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度においては、財団法人国立のぞみの園協力会と4件(30,000千円)の業務について契約を締結したところであるが、業者選定に当たっては、全て競争入札により決定しており、契約の適正化が図られている。 	
<ul style="list-style-type: none"> 関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。 (政:独委評価の視点) 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 財団法人国立のぞみの園協力会に対する出資等は行っていない。 	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																																						
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 自立支援のための取組</p> <p>(1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して、3割縮減すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組 重度の知的障害者に対する先導的かつ総合的な支援の提供等を目的とする国立の施設であることを踏まえ、次の取組を行うことにより、重度かつ高齢の知的障害者の自立に向けたモデル的な支援の確立に努めるとともに、他の知的障害関係施設等に対し、これらの知的障害者に対する支援方法等のモデルを提供する。</p> <p>(1) 地域移行に向けた取組 中期目標に基づき、より多くの地域移行の実現に向けて、地域移行の取組を丁寧かつきめ細かく進める。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組</p> <p>(1) 地域移行に向けた取組 ① 施設利用者の地域移行のスピードアップ ア 施設利用者の地域移行の取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取組み、平成20年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組</p> <p>(1) 地域移行に向けた取組 ① 施設利用者の地域移行のスピードアップ ア 地域移行の実績 ○ 地域移行への取組は、これまでどおり丁寧かつきめ細かく計画的に進めた。平成20年度においても、地域移行の推進に向けて、具体的かつ重点的に取り組むため、平成18年度に設置した役職員から構成される「地域移行スピードアップチーム」における検討を継続し、実効性のある事業等を企画し実行した。 なお、スピードアップチームの会議は4回開催した。 ○ 平成20年度においては、過去最大の24人が地域移行のため退所し、20年度の目標値を達成した。(独立行政法人となった平成15年10月以降の合計は68人。)</p> <p><平成20年度地域移行者の状況></p> <table border="1" data-bbox="1665 1115 2792 1486"> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>男 14人</th> <th>女 10人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移行先都道府県</td> <td>1都10県</td> <td>東京都2人、群馬県9人、埼玉県4人、島根県1人、高知県1人、静岡県1人、兵庫県2人、愛知県1人、神奈川県1人、福岡県1人、山形県1人 *群馬県9人には援護の実施者の市町村のある千葉県神奈川県・北海道の3人が含まれる。 *埼玉県4人には同様に神奈川県の1人が含まれる。</td> </tr> <tr> <td>年齢</td> <td>平均57.5歳</td> <td>(34歳～77歳)</td> </tr> <tr> <td>在籍年数</td> <td>平均33年6ヶ月</td> <td>(10年3ヶ月～37年8ヶ月)</td> </tr> </tbody> </table> <p><地域移行の実績></p> <table border="1" data-bbox="1688 1556 2659 1640"> <thead> <tr> <th colspan="6">第1期中期目標期間</th> <th colspan="2">第2期</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>小計</th> <th>20年度</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>5人</td> <td>6人</td> <td>14人</td> <td>19人</td> <td>44人</td> <td>24人</td> <td>24人</td> <td>68人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ なお、これにより、平成20年度末の施設利用者数については、395人となり、独立行政法人移行時(15年10月)と比較して、約2割減となった。 ・施設利用者数 独立行政法人移行時 499人 → 395人(△104人) (※)上記の地域移行の実績と差があるが、死亡等を含むため。</p> <p>○ 本人・保護者の同意が得られ、現在関係自治体や事業所と調整中になっている者は、平成20年度末現在で、23人となっている。</p>	性別	男 14人	女 10人	移行先都道府県	1都10県	東京都2人、群馬県9人、埼玉県4人、島根県1人、高知県1人、静岡県1人、兵庫県2人、愛知県1人、神奈川県1人、福岡県1人、山形県1人 *群馬県9人には援護の実施者の市町村のある千葉県神奈川県・北海道の3人が含まれる。 *埼玉県4人には同様に神奈川県の1人が含まれる。	年齢	平均57.5歳	(34歳～77歳)	在籍年数	平均33年6ヶ月	(10年3ヶ月～37年8ヶ月)	第1期中期目標期間						第2期		合計	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	小計	20年度	小計	0人	5人	6人	14人	19人	44人	24人	24人	68人
性別	男 14人	女 10人																																							
移行先都道府県	1都10県	東京都2人、群馬県9人、埼玉県4人、島根県1人、高知県1人、静岡県1人、兵庫県2人、愛知県1人、神奈川県1人、福岡県1人、山形県1人 *群馬県9人には援護の実施者の市町村のある千葉県神奈川県・北海道の3人が含まれる。 *埼玉県4人には同様に神奈川県の1人が含まれる。																																							
年齢	平均57.5歳	(34歳～77歳)																																							
在籍年数	平均33年6ヶ月	(10年3ヶ月～37年8ヶ月)																																							
第1期中期目標期間						第2期		合計																																	
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	小計	20年度	小計																																		
0人	5人	6人	14人	19人	44人	24人	24人	68人																																	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																																																																									
		イ より障害程度区分の高い者、より難易度の高い者の地域移行に向けた取組を強化する。	<p><調整中の者の状況> (平成21年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入事業所決定(施設・自治体の入所調整による待機)</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>受入事業所決定(ケアホーム待機中、在宅)</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>受入事業所を探している</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14人</td> <td>9人</td> <td>23人</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 難易度の高い者の地域移行 ○ 平成20年度に地域移行した者のうち、3/4が障害程度区分4以上であり、第1期中期目標期間の実績と比較して、障害程度区分の高い者の割合が増加した。</p> <p>・地域移行した者の中で障害程度区分4以上の割合 第1期中期目標期間 70.4% → 20年度 75.0%</p> <p><地域移行した者の障害程度区分の比較></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">第1期中期目標期間</th> <th colspan="2">平成20年度</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>人数</th> <th>割合</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>1人</td> <td>2.3%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>3</td> <td>6.8</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分3</td> <td>9</td> <td>20.5</td> <td>6</td> <td>25.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分4</td> <td>10</td> <td>22.7</td> <td>9</td> <td>37.5</td> <td rowspan="3">75.0</td> </tr> <tr> <td>区分5</td> <td>11</td> <td>25.0</td> <td>5</td> <td>20.8</td> </tr> <tr> <td>区分6</td> <td>10</td> <td>22.7</td> <td>4</td> <td>16.7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>44人</td> <td>100.0%</td> <td>24人</td> <td>100.0%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	男	女	計	受入事業所決定(施設・自治体の入所調整による待機)	6	2	8	受入事業所決定(ケアホーム待機中、在宅)	2	1	3	受入事業所を探している	6	6	12	計	14人	9人	23人		第1期中期目標期間		平成20年度			人数	割合	人数	割合	区分1	1人	2.3%	—	—		区分2	3	6.8	—	—		区分3	9	20.5	6	25.0%		区分4	10	22.7	9	37.5	75.0	区分5	11	25.0	5	20.8	区分6	10	22.7	4	16.7	合計	44人	100.0%	24人	100.0%	
区分	男	女	計																																																																									
受入事業所決定(施設・自治体の入所調整による待機)	6	2	8																																																																									
受入事業所決定(ケアホーム待機中、在宅)	2	1	3																																																																									
受入事業所を探している	6	6	12																																																																									
計	14人	9人	23人																																																																									
	第1期中期目標期間		平成20年度																																																																									
	人数	割合	人数	割合																																																																								
区分1	1人	2.3%	—	—																																																																								
区分2	3	6.8	—	—																																																																								
区分3	9	20.5	6	25.0%																																																																								
区分4	10	22.7	9	37.5	75.0																																																																							
区分5	11	25.0	5	20.8																																																																								
区分6	10	22.7	4	16.7																																																																								
合計	44人	100.0%	24人	100.0%																																																																								
評価の視点等	【評価項目6 施設利用者の地域移行のスピードアップ】	自己評価	S	評定	S																																																																							
		地域移行の実現に向けて丁寧かつきめ細かい取組を継続しつつ、平成20年度においても、必要に応じてより効果的な方法に見直すなど、取組内容の充実を図った。これにより、平成20年度においては、年度目標を大幅に上回り、かつ過去最大の24人の地域移行を達成した。		(委員会としての評定理由) 平成20年度においては、昨年度の実績19名を更新し、過去最大となる24名の施設利用者が出身地等のケアホーム等での生活に移行すべく、のぞみの園を退所している。併せて、地域移行の新規同意者についても29名となり、過去最大値を達成している。このような成果を上げるため、施設利用者及び保護者・家族等への懇切なる説明、施設利用者への地域生活体験事業の実施、出身地等の関係自治体、受入先施設・事業所等への協力要請等を時間をかけて粘り強く行ったものと認められ、こうした努力の結果、確実に数字として積み上げてきたことを高く評価する。																																																																								
	[数値目標] ・重度知的障害者のモデル的支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して、3割縮減すること。	・地域移行等により、平成20年度末の施設利用者数は、395人となり、独立行政法人移行時(15年10月)と比較して、約2割減となった。(業務実績「①施設利用者の地域移行のスピードアップ」P16～17参照)		(各委員の評定理由) ・難しい課題であるが、よく推進されていると思う。しかしながら、随分と遅い取組ではある。 ・目標をこえて達成している。これまでの長い準備期間の成果がやっと出てきているのではないかと。ただし、S評価とする程とは考えない。																																																																								
	・施設利用者の地域移行の取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取組み、平成20年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。	・平成20年度における地域移行者数は、地域移行の取組を開始して以来、最大の24人となり、目標の15～20人を大幅に上回った。(業務実績「①施設利用者の地域移行のスピードアップ」P16～17参照)		・過去最大の移行数。 ・地域移行(24人)の実績。難易度が高い者の移行への実績。 ・地域移行という大変困難な取組を行い、かつスピードアップして実施したことを評価。																																																																								
	[評価の視点] ・施設利用者数について、独立行政法人移行時と比較して3割を縮減する目標に対する進捗状況はどうか。	実績：○ ・地域移行等により、平成20年度末の施設利用者数は、395人となり、独立行政法人移行時(15年10月)と比較して、約2割減となった。これにより、残りの4年間で15～20人のペースで地域移行を進めることで第2期中期目標を達成する見通しが見えてきた。(業務実績「①施設利用者の地域移行のスピードアップ」P16～17参照)		・数値目標について、実績24と、今年度計画を大幅に上回ったことにより、中期計画達成に関し今後10～15で達成できる状況に至ったことは、より困難な利用者が残ることによるスピードダウンを考慮しても中期計画を大幅に上回っていると評価できる。 ・地域移行については、年度目標15～20名にして本年度は24名を達成。 ・入所者の高齢化に伴い、地域移行の難しさは極めて大きいと考えられるので、自治体等との話し合い含めて改善する等、多くの努力をされていることは評価できる。																																																																								

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																																																								
	<p>① 実施計画の作成と実践 厚生労働省、関係地方自治体及び事業所等の協力のもと、施設利用者一人ひとりについて、次により地域移行に取り組むこととする。</p> <p>ア 本人及び保護者等家族への説明と同意の確保</p> <p>イ 地域移行に向けた個別支援計画に基づく生活・日中活動に関する個別支援の提供や、地域生活体験の実施</p>	<p>② 地域移行の段階的なプロセスの実践</p> <p>ア 本人及び保護者の同意を得るための取組 次の取組みを行うことにより、平成20年度中に25人程度の保護者の同意を得る。</p> <p>a 移行先を具体的かつ丁寧に説明することにより、具体的な地域生活のイメージを持たせ、安心感を与える。</p> <p>b 移行前に地域生活体験ホームにおいて地域生活体験を経験させることにより、不安感を解消する。</p>	<p>② 地域移行の段階的なプロセスの実践</p> <p>ア 本人及び保護者の同意を得るための取組</p> <p>○ 保護者会総会や各寮毎に行われる保護者懇談会及び保護者の面会のための来園の機会を利用して、地域移行の取組みの状況等の説明を行った。 地域移行に関する説明の際には、視覚で地域での生活を理解していただくため、既に地域移行した者の生活の様子を撮影した写真を編集したDVDを作成し活用した。 また、地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」を年間6回発行し、各生活寮で行う広報紙の送付に同封することにより、保護者全員に配布した。 さらに、少しでも地域移行に関心を示した家族に対しては、出身地等の地域移行先の社会資源を紹介し、周辺の福祉環境が大きく改善されていることの理解を求めた。</p> <p>＜平成20年度保護者懇談会実施状況＞</p> <table border="1" data-bbox="1774 646 2487 783"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施寮</th> <th>参加家族数</th> <th>出席者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1課</td> <td>10</td> <td>120</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td>第2課</td> <td>9</td> <td>115</td> <td>163</td> </tr> <tr> <td>地域生活体験ホーム</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>22か所</td> <td>246人</td> <td>363人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ この結果、平成20年度においては、29人の保護者から新たに地域移行の同意を得ることができ、20年度の目標値を達成した。 なお、平成19年度までに同意を得て調整していた22人と合わせると51人となった。 (このうち、24人が地域移行した。ただし、地域移行には同意したもののうち、4人が疾病等による長期入院や死亡などにより、結果的に地域移行を断念した。)</p> <p>＜地域移行の同意を得られた推移＞</p> <table border="1" data-bbox="1626 1056 2576 1224"> <thead> <tr> <th></th> <th>新たな同意者数</th> <th>累計</th> <th>うち地域移行者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15～19年度</td> <td>66人</td> <td>66人</td> <td>44人</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>25人 (29人が同意したがうち4人が困難)</td> <td>91人</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>91人 (95人)</td> <td></td> <td>68人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 施設利用者の個別支援計画(施設入所支援、日中活動支援)の作成に当たって、地域生活への移行に向けて、洗濯、買い物等のIADL(手段的日常生活動作)が可能となるよう必要な支援内容を確認し支援計画を作成した。</p> <p>○ 宿泊体験、地域生活体験等の提供 地域生活への移行が円滑に行えるよう、施設利用者の状況に応じて地域生活体験ホームにおける宿泊体験を実施した。 具体的な地域移行の準備を行うため、第1段階として、設備・職員体制の整った地域生活体験ホームにおいて短期間又は中期間の宿泊体験を実施し、その後、第2・第3段階としてできる限り地域生活に近い環境の中で地域生活体験が可能となるよう、施設内及び施設外の地域生活体験ホームに長期間利用する方法により実施した。 また、重介護を必要とするあかしあ寮及びやまぶき寮の施設利用者についても、受入体制の整った地域生活体験ホームにおいて宿泊体験を実施した。</p> <p>＜平成20年度は次の3段階で実施＞</p> <table border="1" data-bbox="1626 1717 2763 1864"> <thead> <tr> <th></th> <th>種別</th> <th>場 所</th> <th>場 所</th> <th>勤務体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>宿泊体験</td> <td>地域生活体験ホーム「くるん」</td> <td>施設外法人所有(パリアーフリー)</td> <td>夜勤体制</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>地域生活体験</td> <td>地域生活体験ホーム「あおぞら」</td> <td>施設内職員宿舎</td> <td>宿直体制</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>地域生活体験</td> <td>地域生活体験ホーム「ひじり」</td> <td>施設外一般住宅</td> <td>宿直体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 宿泊体験 地域生活体験ホーム「くるん」において、施設利用者の状況に合わせて短期(1～2泊)、中期(1週間以上1ヶ月未満)の宿泊体験を行った。</p>		実施寮	参加家族数	出席者数	第1課	10	120	186	第2課	9	115	163	地域生活体験ホーム	3	11	14	計	22か所	246人	363人		新たな同意者数	累計	うち地域移行者数	平成15～19年度	66人	66人	44人	平成20年度	25人 (29人が同意したがうち4人が困難)	91人	24人	計	91人 (95人)		68人		種別	場 所	場 所	勤務体制	第1段階	宿泊体験	地域生活体験ホーム「くるん」	施設外法人所有(パリアーフリー)	夜勤体制	第2段階	地域生活体験	地域生活体験ホーム「あおぞら」	施設内職員宿舎	宿直体制	第3段階	地域生活体験	地域生活体験ホーム「ひじり」	施設外一般住宅	宿直体制
	実施寮	参加家族数	出席者数																																																								
第1課	10	120	186																																																								
第2課	9	115	163																																																								
地域生活体験ホーム	3	11	14																																																								
計	22か所	246人	363人																																																								
	新たな同意者数	累計	うち地域移行者数																																																								
平成15～19年度	66人	66人	44人																																																								
平成20年度	25人 (29人が同意したがうち4人が困難)	91人	24人																																																								
計	91人 (95人)		68人																																																								
	種別	場 所	場 所	勤務体制																																																							
第1段階	宿泊体験	地域生活体験ホーム「くるん」	施設外法人所有(パリアーフリー)	夜勤体制																																																							
第2段階	地域生活体験	地域生活体験ホーム「あおぞら」	施設内職員宿舎	宿直体制																																																							
第3段階	地域生活体験	地域生活体験ホーム「ひじり」	施設外一般住宅	宿直体制																																																							

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																																																																																																																																																																																	
			<p>また、身体介護が必要な者について、地域生活を体験するために必要な支援体制を検証することを目的に、平成20年11月から当該体験ホームにおいて、重介護型の宿泊体験をモデル的に実施した。そのため、担当職員を生活支援部で実施した介護技術研修に参加させた。</p> <p style="text-align: center;">＜平成20年度宿泊体験の実施状況＞</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>体験方法</th> <th>実人数</th> <th>延べ人数</th> <th>延べ日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊体験</td> <td>62人</td> <td>79人</td> <td>492日</td> </tr> <tr> <td>重介護型</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>64</td> <td>85</td> <td>537</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※2) 地域生活体験 施設利用者に対して、地域での生活に近い生活環境での地域生活体験を実施した。</p> <p style="margin-left: 40px;">地域生活体験ホーム「あおぞら」 9人 「ひじり」 3人 「くるん」 4人 (各年度末現在、実人員)</p> <p>(※)「くるん」では、車いすを利用し、食事、排泄等常時身体介護を必要とする者、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した対象者も長期利用している。</p> <p>○ 具体的に地域移行を予定する者に対しては、移行先の事業所の見学や現地での宿泊体験を実施した。</p> <p style="text-align: center;">＜移行予定事業所の見学、宿泊体験状況＞ 29人(1都10県)に対し実施</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>利用者</th> <th>移行予定先</th> <th>見学回数</th> <th>宿泊体験</th> <th>退所日</th> <th>利用者</th> <th>移行予定先</th> <th>見学回数</th> <th>宿泊体験</th> <th>退所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1(女)</td><td>群馬県</td><td>0</td><td>1回(6日)</td><td>H20.4.6</td><td>16(男)</td><td>長野県</td><td>3</td><td>0</td><td>—</td></tr> <tr><td>2(男)</td><td>群馬県</td><td>0</td><td>1回(6日)</td><td>H20.4.6</td><td>17(女)</td><td>埼玉県</td><td>3</td><td>0</td><td>—</td></tr> <tr><td>3(男)</td><td>群馬県</td><td>0</td><td>1回(6日)</td><td>H20.4.6</td><td>18(男)</td><td>広島県</td><td>2</td><td>0</td><td>—</td></tr> <tr><td>4(男)</td><td>埼玉県</td><td>2</td><td>0</td><td>H20.6.30</td><td>19(女)</td><td>広島県</td><td>2</td><td>0</td><td>—</td></tr> <tr><td>5(女)</td><td>埼玉県</td><td>1</td><td>0</td><td>H20.6.30</td><td>20(女)</td><td>広島県</td><td>3</td><td>0</td><td>—</td></tr> <tr><td>6(女)</td><td>埼玉県</td><td>2</td><td>0</td><td>H20.6.30</td><td>21(男)</td><td>神奈川県</td><td>1</td><td>0</td><td>—</td></tr> <tr><td>7(男)</td><td>静岡県</td><td>1</td><td>2回(11日)</td><td>H20.8.19</td><td>22(男)</td><td>神奈川県</td><td>2</td><td>0</td><td>H21.3.8</td></tr> <tr><td>8(男)</td><td>埼玉県</td><td>2</td><td>1回(7日)</td><td>H20.8.31</td><td>23(女)</td><td>群馬県</td><td>2</td><td>1回(16日)</td><td>—</td></tr> <tr><td>9(男)</td><td>東京都</td><td>1</td><td>1回(8日)</td><td>H20.10.6</td><td>24(男)</td><td>和歌山</td><td>1</td><td>0</td><td>—</td></tr> <tr><td>10(女)</td><td>東京都</td><td>1</td><td>1回(8日)</td><td>H20.10.6</td><td>25(男)</td><td>愛知県</td><td>1</td><td>1回(8日)</td><td>H21.4.1</td></tr> <tr><td>11(女)</td><td>愛知県</td><td>2</td><td>0</td><td>H20.12.23</td><td>26(女)</td><td>兵庫県</td><td>2</td><td>0</td><td>H20.8.30</td></tr> <tr><td>12(女)</td><td>兵庫県</td><td>4</td><td>0</td><td>H21.1.18</td><td>27(男)</td><td>高知県</td><td>1</td><td>0</td><td>H20.6.1</td></tr> <tr><td>13(男)</td><td>群馬県</td><td>1</td><td>0</td><td>H21.1.31</td><td>28(女)</td><td>広島県</td><td>3</td><td>0</td><td>—</td></tr> <tr><td>14(女)</td><td>群馬県</td><td>1</td><td>0</td><td>H21.1.31</td><td>29(男)</td><td>神奈川県</td><td>1</td><td>0</td><td>—</td></tr> <tr><td>15(女)</td><td>群馬県</td><td>2</td><td>0</td><td>H21.1.31</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>*平成20年度内で実施した利用者であり必ずしも年度内に地域移行していない者も含まれる。</p>		体験方法	実人数	延べ人数	延べ日数	宿泊体験	62人	79人	492日	重介護型	2	6	45	計	64	85	537	利用者	移行予定先	見学回数	宿泊体験	退所日	利用者	移行予定先	見学回数	宿泊体験	退所日	1(女)	群馬県	0	1回(6日)	H20.4.6	16(男)	長野県	3	0	—	2(男)	群馬県	0	1回(6日)	H20.4.6	17(女)	埼玉県	3	0	—	3(男)	群馬県	0	1回(6日)	H20.4.6	18(男)	広島県	2	0	—	4(男)	埼玉県	2	0	H20.6.30	19(女)	広島県	2	0	—	5(女)	埼玉県	1	0	H20.6.30	20(女)	広島県	3	0	—	6(女)	埼玉県	2	0	H20.6.30	21(男)	神奈川県	1	0	—	7(男)	静岡県	1	2回(11日)	H20.8.19	22(男)	神奈川県	2	0	H21.3.8	8(男)	埼玉県	2	1回(7日)	H20.8.31	23(女)	群馬県	2	1回(16日)	—	9(男)	東京都	1	1回(8日)	H20.10.6	24(男)	和歌山	1	0	—	10(女)	東京都	1	1回(8日)	H20.10.6	25(男)	愛知県	1	1回(8日)	H21.4.1	11(女)	愛知県	2	0	H20.12.23	26(女)	兵庫県	2	0	H20.8.30	12(女)	兵庫県	4	0	H21.1.18	27(男)	高知県	1	0	H20.6.1	13(男)	群馬県	1	0	H21.1.31	28(女)	広島県	3	0	—	14(女)	群馬県	1	0	H21.1.31	29(男)	神奈川県	1	0	—	15(女)	群馬県	2	0	H21.1.31					
体験方法	実人数	延べ人数	延べ日数																																																																																																																																																																																	
宿泊体験	62人	79人	492日																																																																																																																																																																																	
重介護型	2	6	45																																																																																																																																																																																	
計	64	85	537																																																																																																																																																																																	
利用者	移行予定先	見学回数	宿泊体験	退所日	利用者	移行予定先	見学回数	宿泊体験	退所日																																																																																																																																																																											
1(女)	群馬県	0	1回(6日)	H20.4.6	16(男)	長野県	3	0	—																																																																																																																																																																											
2(男)	群馬県	0	1回(6日)	H20.4.6	17(女)	埼玉県	3	0	—																																																																																																																																																																											
3(男)	群馬県	0	1回(6日)	H20.4.6	18(男)	広島県	2	0	—																																																																																																																																																																											
4(男)	埼玉県	2	0	H20.6.30	19(女)	広島県	2	0	—																																																																																																																																																																											
5(女)	埼玉県	1	0	H20.6.30	20(女)	広島県	3	0	—																																																																																																																																																																											
6(女)	埼玉県	2	0	H20.6.30	21(男)	神奈川県	1	0	—																																																																																																																																																																											
7(男)	静岡県	1	2回(11日)	H20.8.19	22(男)	神奈川県	2	0	H21.3.8																																																																																																																																																																											
8(男)	埼玉県	2	1回(7日)	H20.8.31	23(女)	群馬県	2	1回(16日)	—																																																																																																																																																																											
9(男)	東京都	1	1回(8日)	H20.10.6	24(男)	和歌山	1	0	—																																																																																																																																																																											
10(女)	東京都	1	1回(8日)	H20.10.6	25(男)	愛知県	1	1回(8日)	H21.4.1																																																																																																																																																																											
11(女)	愛知県	2	0	H20.12.23	26(女)	兵庫県	2	0	H20.8.30																																																																																																																																																																											
12(女)	兵庫県	4	0	H21.1.18	27(男)	高知県	1	0	H20.6.1																																																																																																																																																																											
13(男)	群馬県	1	0	H21.1.31	28(女)	広島県	3	0	—																																																																																																																																																																											
14(女)	群馬県	1	0	H21.1.31	29(男)	神奈川県	1	0	—																																																																																																																																																																											
15(女)	群馬県	2	0	H21.1.31																																																																																																																																																																																
評価の視点等	【評価項目7 本人及び保護者の同意を得るための取組】	自己評価	S	評定	S																																																																																																																																																																															
<p>施設利用者及び保護者に対する地域移行の同意を得るための取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく行った。平成20年度においては、地域移行の説明に当たって全体説明から個別相談を重視するなど、個別対応の強化を図るとともに、具体的な地域生活に向けて、宿泊体験等をより効果的に提供できるよう、地域生活体験事業の再整備を図るなど、取組方法等の積極的な改善に努めた。これにより、過去最大となる29人の保護者から新たに同意を得るなど、内容を含めて計画を大きく上回る成果を上げることができた。</p>				<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>平成20年度においては、保護者・家族等の高齢化や意識の変化等を考慮し、個々のニーズに応じた一層のきめ細かな対応を図るため、保護者・家族等への地域移行の説明として、全体説明から個別面談重視に切替えるとともに、地域移行の具体的なイメージを抱くことができるよう、地域移行した者の生活の様子を画像で紹介するDVDを新たに製作している。併せて、施設利用者に対しては、個々の状況に応じて効果的な宿泊体験、地域生活体験等を段階的に提供するなど、施設利用者及び保護者・家族等に対し、より短期間で成果を上げることができる取組を工夫しながら実践している点を高く評価する。</p> <p>なお、今後の地域移行については、施設利用者の重度・高齢化等により年々条件が厳しくなるものと考えられるが、平成20年度における取組をさらに推進し、施設利用者本人及び保護</p>																																																																																																																																																																																
<p>[数値目標]</p> <p>・平成20年度中に25人程度の保護者の同意を得る。</p>		<p>・平成20年度中は、目標を大きく上回る29人の保護者から新たに地域移行への同意を得ることができた。 (業務実績「②地域移行の段階的なプロセスの実践」P18～19参照)</p>																																																																																																																																																																																		

<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の地域移行に向けて、施設利用者本人及び保護者等に対して、どのように取り組んでいるか。 ① 施設利用者及び保護者等への説明と同意の確保に関して、どのように取り組んでいるか。 ② 施設利用者に対する生活・日中活動支援や、地域生活体験の実施状況はどうか。 	<p>実績：○</p> <p><①について></p> <ul style="list-style-type: none"> 各生活寮において行われる年間1～2回の保護者懇談会や、保護者の面会のための来園の機会を利用して、地域移行に関する説明を行った。平成20年度は、保護者会等における説明方法を全体説明から個別対応に切替え、保護者会前後の時間を活用して、個別相談を行った。 説明に当たっては、既に地域移行した者の生活の様子を撮影した写真を編集したDVDを新たに作成し、視覚に訴えて理解を促した。こうした説明会の後には、家族等の意向を随時確認し、希望により、地域移行先の社会資源等を紹介するなど、地域移行の具体的なイメージづくりに努力した。 また、平成20年度においては、保護者全員に対して、地域移行した者を紹介する「地域移行通信」について、年間3回を6回配布とし、地域移行の状況に触れる機会を増やしたほか、保護者懇談会に参加しない等の来園の少ない保護者に対しても、こうした方法により、積極的に施設利用者の状況等を報告する取組を行った。 <p><②について></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者に対して、個々の状況に応じて一定期間の宿泊体験等を提供する地域生活体験ホームを3か所で実施した。平成20年度においては、施設利用者の状況に応じて、①設備・職員体制の整った小集団による地域生活体験、②街中にあるより地域生活に近い環境の中での地域生活体験を段階的に提供し、円滑に地域への移行が可能となるよう、各々の役割を明確にし、利用期間も変えるなど、効果的な宿泊体験、地域生活体験を提供した。 (業務実績「②地域移行の段階的なプロセスの実践」P18～19参照) 	<p>者・家族等の個々のニーズを丁寧に把握し希望に沿った地域移行を実現できるよう、さらに粘り強くきめ細かな対応に努めるとともに、地域移行に同意又は理解が得られない保護者・家族等に対する取組を一層強化することにより、地域移行の同意等の拡大にも重点を置いて取り組むことを希望する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「今さら」といわれたらの作業であろう。よく取り組まれている。 取組は前進している。 自己評価で書かれている通り。利用者が高齢化、長年の入所者であることを考えると、地域移行は困難を期すると思われるが、大変丁寧に実施されていることを高く評価します。 数が過去最高であった。新しい取り組みを行いはじめた。 個別対応を強化は当然のこと。S評価までの取り組みではない。 体験ホームの役割を明瞭化するなど、実践的かつきめ細かく対応しており、その結果が地域移行のスピードアップにつながっていると評価。 評価の視点の細目に係る実施状況が順調であり、数値目標は年度計画を16%上回ったため。 地域移行に関して、本人及び保護者の同意が得られた数が目標を上回る29人であった。 保護者とのコミュニケーションを密にする、情報発信などの回数をふやすなど、努力されており、目標以上の成果が得られている。評価がSかどうかは長期的に見てみないとわからないのでは。
--	--	--

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																																																			
	<p>ウ 厚生労働省、関係地方自治体、事業所等の協力による移行先の確保</p> <p>エ 移行後の生活について、移行先の協力により本人、保護者が安心・信頼できる環境を整備</p>	<p>イ 移行先の確保 出身都道府県・市町村や地域のキーパーソンからの紹介等を受け移行先事業所を開拓する。 平成20年度においては、埼玉県、東京都、富山県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、高知県に対して、重点的に地域移行への協力を依頼する。 また、群馬県出身者等に対して、地域移行の受け皿としてケアホームを設置する。</p> <p>ウ 移行者に対する地域生活の定着支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 移行直前の健康診断の実施を徹底する。 移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを徹底して行うほか、高崎市に所在するケアホーム等への移行者に対しては、地域相談支援センターに 	<p>イ 移行先の確保 (ア) 国・地方自治体への協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省や関係団体等が開催する全国規模の会議において、地域移行関係資料を提供し協力を要請した。 <ul style="list-style-type: none"> 全国障害保健福祉関係主管課長会議(平成20年3月5日) <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部から、国立のぞみの園の地域移行の取組への理解と協力を要請。 平成20年度の重点都道府県として、1都7県(埼玉県、東京都、富山県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、高知県)に対して重点的に協力要請。 <p><平成20年度1都7県の実績></p> <table border="1" data-bbox="1872 562 2783 646"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象利用者数</th> <th rowspan="2">重点対象者数</th> <th colspan="2">地域移行者数</th> <th rowspan="2">移行先決定(待機)</th> </tr> <tr> <th>ケアホーム</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>191人</td> <td>11人</td> <td>6人</td> <td>4人</td> <td>6人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 全国心身障害者コロニー連絡協議会(平成20年11月6日) <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省と連携し、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課施設管理室長名での全国の都道府県、市区町村に対する地域移行の協力を求める通知(平成20年4月11日付け事務連絡)の発出を受け、法人としても、理事長名で協力を要請する通知(平成20年4月17日)を送付した。 こうした取組を踏まえ、地域移行を予定している施設利用者の出身都道府県、市区町村に対して、随時・個別に地域移行に向けた具体的な調整を行った。 <p><協力要請の状況></p> <table border="1" data-bbox="1857 976 2436 1060"> <thead> <tr> <th>都道府県</th> <th>1都1府17県</th> <th>77回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市区町村</td> <td>34市2区6町</td> <td>198回</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>275回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 地域移行の受け皿としてのケアホーム設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 群馬県出身者等を対象として、平成20年4月にケアホーム「やちよ」、21年2月にケアホーム「さくら」を高崎市内に開設した。従来のケアホーム「おおいし」と合わせて3か所のケアホームを運営し、新たに群馬県出身者5人、県外出身者であるが身元引き受け者がいない者2人の地域生活移行の受け皿となった。 なお、平成20年度に地域移行した者24人のうち、半分の12人が上記を含むケアホームでの地域生活に移行している。 <table border="1" data-bbox="1742 1308 2694 1444"> <thead> <tr> <th>ケアホーム</th> <th>定員</th> <th>現員</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>平均障害程度区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおいし</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>やちよ</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>さくら</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*平均年齢 59.8歳</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、ケアホームを支援するため、平成20年4月高崎市内に「地域生活支援センター準備室・みらい」を設置し、3カ所のケアホーム入居者の支援を行った。特に、重度・高齢者の日中活動の支援を実施した。 <p>ウ 移行者に対する地域生活の定着支援</p> <p>(ア) 移行直前の健康診断の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 移行直前の健康診断を診療所において実施した。併せて、移行先においても継続した医療支援が必要なケースについては、診療情報提供書を交付した。 <p>(イ) 地域移行者のフォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域移行者のフォローアップとして、地域移行した者(法人の運営するケアホームに入居した者等を除く62人)を対象として、①移行先事業所等への訪問し、本人と面接、②電話等による連絡を行い、生活の状況を確認した。 	対象利用者数	重点対象者数	地域移行者数		移行先決定(待機)	ケアホーム	施設	191人	11人	6人	4人	6人	都道府県	1都1府17県	77回	市区町村	34市2区6町	198回	計		275回	ケアホーム	定員	現員	男	女	平均障害程度区分	おおいし	5	4	4	0	3.3	やちよ	5	5	1	4	3	さくら	4	4	2	2	4.5	計	14	13	7	6	3.5
対象利用者数	重点対象者数	地域移行者数				移行先決定(待機)																																																
		ケアホーム	施設																																																			
191人	11人	6人	4人	6人																																																		
都道府県	1都1府17県	77回																																																				
市区町村	34市2区6町	198回																																																				
計		275回																																																				
ケアホーム	定員	現員	男	女	平均障害程度区分																																																	
おおいし	5	4	4	0	3.3																																																	
やちよ	5	5	1	4	3																																																	
さくら	4	4	2	2	4.5																																																	
計	14	13	7	6	3.5																																																	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																														
		よる支援を行う。	<p>○ 今後の地域移行を進めるための参考とするため、移行先事業所等と本人を対象としてアンケート調査を実施した。(13事業所等、13人)</p> <p><フォローアップの状況></p> <table border="1"> <tr> <td>地域移行した者(累計)</td> <td>68人</td> </tr> <tr> <td>移行自治体数(都道府県)</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>男女別</td> <td>男35 女33</td> </tr> </table> <p>(※) 上記のうち、法人の運営するケアホームに入居した者、通所利用者、地域移行後に死亡した者を除く62人に対し実施。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">回数</td> <td>1回</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>2~4</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>5~9</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>10~</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>62</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">方法 (延べ回数、 ()は延べ人数)</td> <td>来所</td> <td>8回 (7人)</td> </tr> <tr> <td>訪問</td> <td>45 (19)</td> </tr> <tr> <td>手紙</td> <td>14 (8)</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>500 (61)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>567 (95)</td> </tr> </table>			地域移行した者(累計)	68人	移行自治体数(都道府県)	27	男女別	男35 女33	回数	1回	11人	2~4	10	5~9	17	10~	24	計	62	方法 (延べ回数、 ()は延べ人数)	来所	8回 (7人)	訪問	45 (19)	手紙	14 (8)	電話	500 (61)	計	567 (95)
地域移行した者(累計)	68人																																
移行自治体数(都道府県)	27																																
男女別	男35 女33																																
回数	1回	11人																															
	2~4	10																															
	5~9	17																															
	10~	24																															
	計	62																															
方法 (延べ回数、 ()は延べ人数)	来所	8回 (7人)																															
	訪問	45 (19)																															
	手紙	14 (8)																															
	電話	500 (61)																															
	計	567 (95)																															
評価の視点等	【評価項目8 移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援】	自己評価	A	評定	A																												
[評価の視点]	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の地域移行の実現のため、地域移行先の自治体や施設・事業所等との協力・調整について、どのように取り組んでいるか。 ① 地域移行先を確保するための取組はどのように行っているか。 ② 移行後の生活について、移行先の協力を得て、本人及び保護者等が安心・信頼できる環境を整備しているか。 	<p>地域移行先の地方自治体に対して、引き続き地域移行への理解と協力に関する要請を行った。平成20年度においては、厚生労働省と法人の双方から文書を同時に発出し協力依頼を行うとともに、地域移行の受け皿として、20年度中に新たに共同生活介護(ケアホーム)を2か所設置するなど、地域移行先の確保に積極的に取り組んでおり、年度計画を上回る内容となった。</p> <p>実績：○</p> <p><①について></p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省や関係団体が開催する全国規模の会議において、地域移行に関する資料等を提供し、協力を求める要請を行った。また、厚生労働省主催の全国会議の際に実施した個別説明会においては、平成20年度に特に重点的に調整等を行う自治体として、東京都ほか8県の担当者と直接協議を行った。さらに、平成20年度中に、厚生労働省及び法人から全国の都道府県、市区町村に対して、追加で協力依頼の通知を発出するなど、20年度は、厚生労働省と連携を強く取り効果的な取組を行った。(業務実績「イ 移行先の確保」P21参照) <p><②について></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の受入先となる関係自治体や施設・事業所と連携を密にして、地域移行を予定する者に最も適したライフプランを作成し、地域生活の実現を図った。また、地域移行後には、地域移行した者の移行後の様子の聞き取りや本人からの相談等、地域移行後のアフターケアに努めた。(業務実績「ウ 移行者に対する地域生活の定着支援」P21~22参照) 	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>地域移行先を確保するため、群馬県出身者等の地域移行の受け皿として、共同生活介護(ケアホーム)を2か所開設し運営するとともに、地域生活の定着を支援することを目的として、①これらのケアホームに地域移行した者に対して、日中活動を含めた総合的な支援を提供する地域生活支援センター事業を平成20年4月から実施、②それ以外の群馬県外等に地域移行した者に対しては、訪問、電話等により生活等の状況を確認するなど、フォローアップを定期的に行っており、地域生活の具体化のための取組を効果的に実施していることを評価する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域移行を唱える以上、当然の作業であろう。 定着支援はされている。 自己評価のとおり。 新しい取り組みに積極的。 丁寧なフォローアップの実施。 受け皿となるケアホームを増やし、支援を着実に実施している。 確保について法人内施設整備と他施設要請双方につき積極的に取り組んでいること、定着支援についても順調に実施していると評価できるため。 都道府県等に対する働きかけを強め、地域移行の受け皿としてケアホーム2カ所を新設している。支援体制としても、地域生活支援センター準備室を設置している。 法人直営のケアホームにおける支援とは、施設内での対応とどのように異なるのか。 																														

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																			
<p>(2) 重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等を構築し、他の知的障害関係施設等への普及に取り組むこと。</p>	<p>② 地域移行モデルの情報提供 これまで蓄積された地域移行の実績等を踏まえ、他の知的障害関係施設等に対して、重度かつ高齢の知的障害者の地域移行に向けた支援モデルの情報提供を行う。</p> <p>(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の自立した生活が可能となるようなサービスモデル等を構築するとともに、他の知的障害関係施設等に対して情報提供を行う。</p>	<p>③ 地域移行モデルの作成 これまでに地域移行した者の事例を分析し、移行者の障害の状況、能力等に応じた地域移行への手順の類型化を図る。 また、全国の知的障害関係施設における地域移行の実践事例の収集を行う。</p> <p>(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援</p> <p>① 福祉と医療の連携によるサービス提供 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対して、自立した生活が可能となるよう、診療所機能を有効に活用し福祉と医療の連携による効果的なサービスを提供する。 なお、実施にあたっては、外部から行動障害等の専門家を招聘し、専門的な指導・助言を受けて実施する。</p> <p>② 新規受入の再開 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者を有期限により受入れ、施設入所支援、自立訓練等の日中活動支援を提供する。</p> <p>③ 日中活動支援の充実 提供する日中活動について、個々の障害の特性、能力等に応じて効果的なサービス内容とするため、平成20年度において就労移行支援を新たに実施するなど、日中活動のメニューの充実を図る。</p> <p>④ 罪を犯した知的障害者に対するモデル的支援の提供 罪を犯した知的障害者に対して再犯を防止し自立に向けた支援を提供するため、担当職員の育成をはじめとした実施体制の整備を図るとともに、平成20年度後半を目途に罪を犯した知的障害者の有期限による受入れを行い、自立に向けたモデル的支援を提供する。 また、これらの実践等を通じて、矯正・更生保護等の関係機関と連携・協力による効果的な支援のあり方と必要な体制、機能について検討する。</p>	<p>③ 地域移行モデルの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在までの地域移行の成果の蓄積を踏まえ、地域移行者の状態像の分析を行い、今後の地域移行に向けた指標作りをするとともに、他施設の地域移行のプロセスを把握し、地域移行に向けた支援方法の3類型(①本人、②保護者、③移行先行政、事業所)を作成した。 なお、これらの成果については、法人内研究「重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究」として取りまとめた。 ○ 第2期中期目標期間に入り、これまでの地域移行の取組全般を体系的に整理するとともに、特徴的な地域移行の事例を分析し、経過と留意点等を取りまとめた報告書「地域移行の軌跡」を作成し、全国の知的障害関係施設の取組の参考となるよう広く配布した。 <p>(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援</p> <p>① 福祉と医療の連携によるサービス提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自閉症及び行動障害等を有する者に対して、生活支援部の特別支援寮において、適切な支援を提供した。また、日中活動の場として、平成21年1月より空き寮を活用して支援を提供することとした。 なお、支援に当たっては、診療所の精神科医、臨床心理士等と連携して、自閉性、行動障害、言語発達等の心理調査を行うなど、効果的なサービス提供に努めた。 ○ 自閉症及び行動障害等に関して高い知見と経験を有する自立支援の専門家を「参事」(非常勤)として招聘し、特別支援寮を中心に支援技術の指導及び助言を受けた。 また、平成20年5月から21年2月までの間、参事を講師として、毎月1回「自閉症講座」を開催した。 ・自閉症講座 10回開催 受講者延べ人数540人 <p>② 新規受入の再開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度の計画に基づき、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者(罪を犯した知的障害者)2人の受入れを開始した。これらの対象者に対して、社会生活への適応と速やかな地域生活への移行を図るため、計画的に施設入所支援、就労移行支援を提供するなど、効果的な支援に努めた。 <p>③ 日中活動支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者自立支援法の目指す理念や、施設利用者の高齢化及び重度化等の状況を考慮して、平成21年1月より活動支援棟のサテライト(分場)において、多様な活動メニューを提供し、個々のニーズに即した適切な日中活動となるよう、内容の充実を図った。 ○ 平成20年10月より、就労移行支援事業を利用定員10人で開始した。 <p>④ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者(罪を犯した知的障害者)に対するモデル的支援の提供</p> <p>ア 担当職員の養成・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな事業に取り組むに当たり「社会生活支援センター準備室」を設置し、11人の職員を他の業務との兼務で配置した。 ・スタッフ会議 18回開催 ・企画会議 20回開催 ○ 法人の全職員が事業の意義と目標を共有するため、平成20年4月から5月までの間に、職員を対象とした説明会を開催した。 さらに、刑務所等での知的障害者の状況を調査するため、次の法務関係施設を視察した。 <table border="1" data-bbox="1745 1776 2647 1915"> <tr> <td>少年院</td> <td>神奈川医療少年院</td> <td>H20. 5. 14</td> <td>22人参加</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">刑務所</td> <td>喜連川社会復帰促進センター</td> <td>6. 25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>前橋刑務所</td> <td>8. 1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>更生保護施設</td> <td>群馬仏教保護会</td> <td>8. 1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>先駆的施設</td> <td>知的障害者施設「かりいほ」</td> <td>12. 5</td> <td>5</td> </tr> </table>	少年院	神奈川医療少年院	H20. 5. 14	22人参加	刑務所	喜連川社会復帰促進センター	6. 25	25	前橋刑務所	8. 1	24	更生保護施設	群馬仏教保護会	8. 1	24	先駆的施設	知的障害者施設「かりいほ」	12. 5	5
少年院	神奈川医療少年院	H20. 5. 14	22人参加																			
刑務所	喜連川社会復帰促進センター	6. 25	25																			
	前橋刑務所	8. 1	24																			
更生保護施設	群馬仏教保護会	8. 1	24																			
先駆的施設	知的障害者施設「かりいほ」	12. 5	5																			

中期目標(第2期)		中期計画(第2期)		平成20年度計画		平成20年度の業務の実績		
						<p>イ 受入準備と支援</p> <p>(ア) 入所の決定と合同支援会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 矯正施設(刑務所・少年院)から受け入れるため、本人に対する面接・調査を行い、当法人の入所審査会・理事会等の必要な手続を経て入所を決定した。これと並行して矯正施設・保護観察所・援護の実施者(市町村)による合同支援会議を受刑中に開催し、必要な福祉サービスの受給手続と地域生活支援を目的とした個別支援計画を作成した。 <p>(イ) 新規受入と適切な支援の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年10月と21年2月にそれぞれ1名(合計2名)を受け入れ、生活寮から職員宿舎、施設の地域生活体験ホームへと地域生活の自立に向けて段階的な支援を実施した。また、日中活動としては、就労移行支援に所属し、就労支援や職場実習を行うなど、早期の地域生活への移行に向けて取り組んだ。 <p>(ウ) 相談支援の実施</p> <p>電話・来園・訪問など7月以降25回の相談支援を実施した。</p> <p>ウ 効果的な支援のあり方と必要な体制、機能に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省の補助を受け実施した研究事業の一環として、学識経験者、関係団体、事業実施法人等を委員とし、法務省、厚生労働省がオブザーバーとして参加する「社会生活支援センター研究検討委員会」を開催し、対象者に対する矯正と福祉が連携した支援のあり方、必要な体制、機能に関する検討を行い、報告書を取りまとめるとともに、厚生労働省、法務省が計画する「社会生活定着支援センター」構想への提言を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施法人 国立のぞみの園、長崎県(社福)南高愛隣会 滋賀県社会福祉事業団 ・厚生労働省への提言 平成20年12月12日 ・「罪を犯した知的障害者等の地域支援の手引き」「支援の事例集」を含んだ報告書を取りまとめ。 		
評価の視点等	【評価項目9 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援】	自己評価	A			評定	S	
		<p>行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援の一環として、外部専門家を招き自閉症及び行動障害等を有する施設利用者に対する支援の充実を図った。また、新たに平成20年度から開始した「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業」について、効率的に実施体制を整備し、20年度中に対象者2人を受け入れるとともに、その成果等をもとに厚生労働省に対して提言等を行うなど、短期間のうちに計画以上の成果を上げた。</p>				<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>自立支援のための取組として、新たに「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業」を平成20年度から実施している。対象者の受入準備を進めるため、平成20年4月にこの事業を円滑に進めるためのプロジェクトチームを新設し、①矯正施設、保護観察所等の法務関係機関との緊密な連携を図り、対象者の選定と一定のルール下における個人情報収集、②法務関係機関、出身地等の関係自治体と合同で協議を重ね、対象者の個々の支援計画を策定するとともに、これに並行して、ア.法務関係機関の視察や研修等を行うことによる支援スタッフの養成、イ.早期に地域生活移行を目指すための具体的な支援方法の検討と福祉サービスの受給手続の支援等を行うなど、事業実施に向けて計画的かつ効率的にその準備に取り組んだものと認められる。平成20年度は、この事業の対象者として合計で2名を受け入れ、早期の地域生活移行を目指して、生活支援、就労支援等の効果的な支援を提供したが、この事業を実施するまでの準備内容や具体的な支援の状況を報告書として取りまとめるとともに、全国の福祉・法務関係者を対象にセミナーを開催し、この事業の必要性に関する周知と地域定着支援の実践の参考となるよう、その課題等について積極的に情報発信に努めており、準備期間を除くと約半年間という短い時間の中で、初年度として一定の成果を上げたことを高く評価する。</p> <p>今後も事業を継続し実践する中で、地域生活へ移行するための効果的な支援方法等を検証するなど、事業対象者に対するモデル的な支援の確立に向けて引き続き取組を進めることを希望する。</p>		
[評価の視点]		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の高齢化及び重度化等を踏まえ、個々のニーズに即した適切な日中活動支援を提供するため、日中活動のメニューの充実を図るとともに、様々な場所で日中活動が受けられるよう、活動支援棟のサテライト(分場)を設置した。 また、施設利用者の状態に合わせた施設入所支援を提供するため、平成21年度の実施に向けて、生活寮の再編に関する検討を開始した。(業務実績「③日中活動支援の充実」P23参照) 						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度・高齢の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援のあり方を検討し、能力・障害の状況等に合わせた効果的な施設入所支援、日中活動支援の提供を行っているか。 		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自閉症及び行動障害等を有する者に対して、生活支援部の特別支援寮において支援を行った。平成20年度は新たな取組として、自閉症等に関して高い知見と経験を有する自立支援の専門家を招へいして、支援技術の指導及び助言を受けた。 また、こうした取組の一環として、平成20年度においては、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援を開始した。20年度当初から職員への研修等を行うなど準備を進め、20年10月から対象者を1人受入れた。その後、21年2月にさらに1人を受入れ、社会生活への適応支援、就労支援を行っているところであり、早期の地域生活への移行を目指し取り組んでいる。(業務実績「(2)行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する 				<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大変意義のある、パイロット的な支援だと思う。しかし、事例数が上がれば、さらに方法論が確立されるものと思う。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援に関して、どのように取り組んでいるか。 								

<ul style="list-style-type: none"> 全国の知的障害関係施設等の参考となるよう、重度の知的障害者に対する地域移行を図るための支援モデルや、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するサービスモデルの構築に向けて、どのように取り組んでいるか。また、他の知的障害関係施設等への情報提供については、どのように取り組んでいるか。 	<p style="text-align: center;">支援」P 2 3～2 4 参照)</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの地域移行の蓄積等を踏まえ、地域移行に向けたモデル作りに取り組んだ。これらの成果等については、平成20年度の法人内研究として取りまとめ、21年度に向けて情報発信に努めることとしている。また、同様の観点から、これまでの地域移行の取組全般を体系的に整理するとともに、特徴的な地域移行の事例を分析し、留意点等をまとめた報告書を作成し、公表した。 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するサービスモデルについては、その一環として行った福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援を実施する中で、効果的な支援のあり方と必要な体制、機能に関する検討を行い、平成20年度の調査・研究として取りまとめた。 <p style="text-align: center;">(業務実績「③地域移行モデルの作成」他 P 2 3 参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> この事項は、Sで良い。現在、最も不足している利用者の受け入れにスタートできたことはSとして評価できる。 新しい業務として国における一定の役割を担えるのであれば、その成果を大いに期待するとともに、今後の発展を積極的に考えていただきたい。 新しい取り組みに積極的。 モデル的支援の実施。困難事例に対する取り組みは評価できる。 著しく支援が困難な者に対し、就労して地域移行という困難なことに関し大きな成果を出せた。 評価の視点の細目について、すべて着実に実施されており、行動障害について新規形態の利用者受入れを現実に開始したため。 20年度該当者2名の早期地域生活移行を目指した支援を実践。 最も対応の難しい障害者に対する専門的な支援は、本法人のような施設でないと対応できないことであろうから、全国的にも模範となる活動である。本法人の活動として、さらに推進されていきたい。
--	---	--

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
<p>2 調査・研究 (1) 重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等について、各年度において具体的なテーマ等を設定し調査・研究を行うこと。 なお、テーマ等の設定に当たっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるよう努めること。 また、調査・研究の内容に応じて、関係機関等と連携・協力により実施すること。</p>	<p>2 調査・研究 (1) 調査・研究のテーマ等の設定 調査・研究のテーマ等の設定に当たっては、重度知的障害者の地域移行プロセスの確立に関すること、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関すること、及び知的障害者の健康管理、医療と福祉の連携に関すること等、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものとなるようにし、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえりて設定する。</p>	<p>2 調査・研究 (1) 調査・研究のテーマ ① 厚生労働省からの受託研究 ア 行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの標準化に関する調査・研究(3年計画の3年次目) 障害者自立支援法に基づく行動援護の普及、サービスの質の確保及び事業者の養成を目的として、これまでの中央セミナーにおいて実践してきた演習プログラムを全国に普及させるための研修会をブロックごとに実施するとともに、それらの実施状況等を踏まえた研修の効果の把握と評価を行う。併せて、行動援護従業者の実態を把握し、事業運営上の課題の分析を行う。 イ 罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する調査・研究 罪を犯した知的障害者の再犯を防止するために効果的な支援のあり方と必要な体制、機能について、調査・研究を行う。 ② 法人内研究 ア 重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究(5年計画の1年次目) これまでに地域移行した者の事例を分析し、移行者の障害の状況、能力等に応じた地域移行への手順の類型化を図る。 また、全国の知的障害関係施設における地域移行の実践事例の収集を行う。 イ 知的障害者の健康管理・医療と福祉の連携に関する調査・研究(3年計画の1年次目) 平成16年度から18年度に実施した厚生労働科学研究の過程で開発した、知的障害者の医療機関の円滑な受診をサポートするツールの利用状況について、調査を行う。</p>	<p>2 調査・研究 (1) 調査・研究のテーマ ① 厚生労働省からの補助を受けて実施した研究 ア 「行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの標準化に関する調査・研究」 行動援護サービスの提供実態と課題を把握し、今後の行動援護サービスが果たすべき役割と質の向上を図るため、研修のあり方を検討する際の基礎資料を得ることを目的に、事業所等に対するアンケート調査を実施した。 分析の結果、行動援護サービスの対象者を見出し、利用を勧めるような積極的な姿勢を有する市町村が少ないこと、全体的に支給決定者数は低調なこと、このため行動援護の事業所の少なからずサービス提供の実績が上がらない一方、支給決定は受けても地域にサービス提供事業所がないことから実際の利用につながらない場合があること、行動援護サービス利用対象者の認定基準を10点から8点に引き下げたことによる支給決定者への影響は、ほとんどないこと等が明らかになった。 (平成20年度障害保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)) イ 罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する調査・研究 知的障害者の再犯を防止、地域生活移行を推進するために、どのような機能を持った支援体制を整備することが効果的であるか、その体制のあり方と必要な機能について研究を実施した。(長崎県(社福)南高愛隣会と滋賀県社会福祉事業団との共同研究事業) (平成20年度障害保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)) ② 法人内研究(主なもの) ア 「重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究」 第1研究と第2研究の2本立てとなっている。第1研究として、国立のぞみの園の地域移行の取組において、現在までの地域移行の成果の蓄積を踏まえた上で地域移行者の状態像の分析を行い、その結果を踏まえて今後の地域移行に向けた指標作りをすることを研究の目的とし、地域移行における重点項目の洗い出しを行った。 第2研究としては、国立のぞみの園及び他施設の地域移行のプロセスを明らかにし、地域移行に向けた支援方法の3類型(①本人、②保護者、③移行先行政、事業所)を作成した。 イ 「知的障害者の健康管理・医療と福祉の連携に関する調査・研究」 「群馬県知的障害者の医療を考える会」の成果物として「受信サポートメモリー」が群馬県より発行され、県内の福祉・教育関連団体、医療機関等に配布されたが、この「受信サポートメモリー」の利用状況を調査し、利用実態及び利用者の声を把握するために調査を実施した。 ウ 「重度知的障害者の日中活動に関する研究」 高齢又は重度知的障害者の日中活動の参考となるような活動を把握し、今後の日中活動に資することを目的に、全国の知的障害者入所更生施設1412ヶ所を対象にアンケート調査を実施した。 エ 「実習施設と共同による新カリキュラムに対応した相談援助実習プログラムの開発」 社会福祉士及び介護福祉士法改正を受けて、相談援助実習で学ぶべき内容が新たに提示されたことから、国立のぞみの園での実習を通して学ぶことのできる内容や特徴も含めて提示することにより、教育及び人材確保に資することを目的に実施した。実習施設である当施設と教育機関である日本社会事業大学が共同研究体制を編成して、国立のぞみの園における実習指導の蓄積と新たに検討すべき内容を実習指導者へのインタビューにより調査し、新カリキュラムで求められる実習内容を盛り込んだ「相談援助実習プログラム・マニュアル」を試作した。</p>

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績						
	<p>(2) 調査・研究の実施体制等</p> <p>① 方針・内容の協議 各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行う。</p> <p>② 業務の計画的・効率的な実施 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、国立のぞみの園研究会議の下に「調査・研究調整会議」を引き続き設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。</p> <p>③ 外部の研究者等との連携・協力 調査・研究の内容に応じて、外部の研究者・関係機関等と連携・協力して実施することが効果的な場合には、適切な連携・協力体制の確保に努めることとする。</p>	<p>(2) 調査・研究の実施体制等</p> <p>① 実施体制 ア 外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を平成20年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。</p> <p>イ 計画的かつ効率的に調査・研究を実施するため、国立のぞみの園研究会議の下に設置する「調査・研究調整会議」を定期的に開催し、国立のぞみの園研究会議における決定事項を踏まえ、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。</p> <p>② 外部の研究者等との連携・協力 調査・研究の内容に応じて、外部の研究者や関係機関、関係団体等との連携・協力により実施することが効果的な場合には、適切な連携・協力体制を確保する。 また、人材活用の観点から、調査・研究の内容に応じて、全国の知的障害関係施設等の職員の参加を募って実施することも検討する。</p>	<p>(2) 調査・研究の実施体制等</p> <p>① 実施体制 ア 国立のぞみの園研究会議の開催 ○ 第1回国立のぞみの園研究会議を平成20年6月に開催し、19年度の調査・研究の概要報告をするとともに、中期目標における5ヵ年の調査・研究計画及び20年度の調査・研究についての指導・助言を受けた。 また、平成21年3月に第2回研究会議を開催し、20年度の調査・研究の概要報告をするとともに、21年度の調査・研究についての指導・助言を受けた。 ・国立のぞみの園研究会議の開催状況 第1回 平成20年6月6日開催 第2回 21年3月27日開催 イ 調査・研究調整会議の開催 ○ 第1回調査・研究調整会議を平成20年6月に開催し、国立のぞみの園研究会議の決定事項を踏まえ、19年度の研究報告及び20年度の研究体制と計画について検討を行うとともに、進捗状況等を把握し計画的に進めるため、合計で4回の会議を開催した。 ・国立のぞみの園調査・研究調整会議の開催状況 第1回平成20年6月17日開催 19年度研究報告、20年度研究体制と計画 第2回 20年10月31日開催 研究の進捗状況及び今後の研究の予定 第3回 21年1月30日開催 中間まとめの検討 第4回 21年3月13日開催 最終まとめの検討</p> <p>② 外部の研究者等との連携・協力 ○ 調査・研究の内容に応じて、外部の研究者や関係機関、関係団体等との連携・協力及び知的障害関係施設職員の研究協力を得て実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1745 976 2754 1087"> <tr> <td>協力団体等</td> <td>群馬県知的障害者福祉協会、群馬県手をつなぐ育成会、群馬県自閉症協会、群馬県重症心身障害児者を守る会、日本社会事業大学</td> </tr> <tr> <td>協力施設(法人)</td> <td>(社福) かりがね福祉会、(社福) 大久保学園、(社福) 清心会、(社福) 青い鳥福祉会、(社福) あいのかわ福祉会</td> </tr> </table>			協力団体等	群馬県知的障害者福祉協会、群馬県手をつなぐ育成会、群馬県自閉症協会、群馬県重症心身障害児者を守る会、日本社会事業大学	協力施設(法人)	(社福) かりがね福祉会、(社福) 大久保学園、(社福) 清心会、(社福) 青い鳥福祉会、(社福) あいのかわ福祉会
協力団体等	群馬県知的障害者福祉協会、群馬県手をつなぐ育成会、群馬県自閉症協会、群馬県重症心身障害児者を守る会、日本社会事業大学								
協力施設(法人)	(社福) かりがね福祉会、(社福) 大久保学園、(社福) 清心会、(社福) 青い鳥福祉会、(社福) あいのかわ福祉会								
評価の視点等	【評価項目10 調査・研究のテーマ、実施体制等】	自己評価	B	評定	B				
<p>[数値目標]</p> <p>・外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を平成20年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う</p>		<p>調査・研究を計画的かつ効率的に実施するため、国立のぞみの園研究会議及び調査・研究調整会議において、具体的な研究課題とテーマの絞り込みを行うとともに、綿密なスケジュールを作成し、計画的かつ効率的に取り組んだ。また、テーマによって効果的な場合には、外部の研究者等を活用して実施した。</p>			<p>(委員会としての評定理由) 調査・研究については、平成20年4月から外部の人材の活用等により研究体制を整備し、第2期中期目標に基づき、厚生労働省から補助を受けて、障害者自立支援法に基づく支援サービスのひとつである行動援護の普及に資するための調査・研究、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する調査・研究を行うなど、国の障害福祉施策の推進に資する調査・研究を行った。</p>				
<p>[評価の視点]</p> <p>・重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関して、どのようなテーマ・内容等を設定して調査・研究に取り組んでいるか。</p>		<p>実績：○</p> <p>・地域移行に関するものとして、「重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究」、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者への支援に関するものとして、「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する調査・研究」及び「行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの標準化に関する調査・研究」を実施した。 (業務実績「(1) 調査・研究のテーマ」P26参照)</p>			<p>さらに、法人の独自研究として、重度・重複の知的障害者の地域移行に関する調査・研究等を引き続き実施したほか、社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う新カリキュラムに対応する相談援助実習プログラムの開発に関する調査・研究を大学との共同により新たに行うなど、積極的に取り組んでいる。</p>				
<p>・設定されたテーマ等に対して、どのような実施体制により取り組んでいるか。また、外部の研究者・関係機関等との効果的な連携は図られているか。</p>		<p>実績：○</p> <p>・東洋大学教授ほか2名の有識者を迎え、厚生労働省がオブザーバーとして参加する「国立のぞみの園研究会議」において研究方針を策定した上で、法人の役職員から構成する「国立のぞみの園調査・研究調整会議」において、具体的な研究課題やテーマの設定等を行い、研究担当者を決定し実施した。 なお、テーマによって効果的な場合には、外部の研究者等の協力を得て調査・研究に取り組んだ。 (業務実績「(2) 調査・研究の実施体制等」P27参照)</p>			<p>このうち、①行動援護の普及に関しては、全国的な普及拡大が遅れている状況を踏まえ、平成20年度において、行動援護サービスの拡大を阻害する要因を分析しサービスの標準化を図ることを目的に調査・研究を実施、②福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関しては、国における本格施行を平成21年度に控え、国の示した基本的な枠組みに対して実践を通じて課題等を明らかにすること等を目的に調査・研究を実施するなど、その成果が一層効果的なものとなるよう内容、方法を工夫して取り組んでいることが認められ、調査・研究に対して、着実に改善が図られている。今後も、研究体制を整備し、国のモデル施設として、調査・研究のテーマ、内容等が障害福祉施策の推進に資するものであり、かつ、その成果が他の知的障害関係施設等で活用されるものとなるよう一層の充実に努めることを希望する。</p>				

(各委員の評定理由)

- ・ 以前から定評のある事業であり、更に前進発展されることを望む。
- ・ 前年度に比べ、調査・研究に取り組んでいる。
- ・ 目標をきちんと達成していると評価する。
- ・ 研究内容・発表も評価できる。
- ・ 研究会議2回、研究推進体制は弱い。
- ・ のぞみの園の特長を生かした研究を実施した。
- ・ 評価の視点の細目のそれぞれにつき、順調な取り組みがなされているため。
- ・ 国立のぞみの園研究会議は2回実行。外部から有識者を2名迎えている。目標は達成しているとみる。
- ・ 公募研究に積極的に取り組むことは評価できる。その他については、今後の発展を期待する。

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
<p>(2) 成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等における普及・活用を図ること</p> <p>① 広報媒体を活用した情報発信 調査・研究の成果について、ニュースレターや法人ホームページ等の広報媒体を一層活用して、情報発信に努めること。</p> <p>② 講演会等の開催 知的障害関係業務に従事する職員等を対象とした講演会等を開催し、主要な調査・研究の成果の紹介を行うこと。</p> <p>③ 各種研究会等を活用した普及</p>	<p>(3) 成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等への普及・活用を図る。</p> <p>① 広報媒体の活用 研究紀要を年間1回以上発行するほか、ニュースレターや法人のホームページに分かりやすく掲載するなど、情報発信に努める。 また、関係学会や関係団体等の協力を得て学会誌、機関誌への掲</p> <p>② 研修会、講演会等における発表 国立のぞみの園が主催する研修会等において、調査・研究の成果を発表する機会を設ける。 また、関係団体等の講演会、研究会等において、出席の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介</p>	<p>(3) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>① 広報媒体の活用 ア 調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要(研究報告書)を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間1回、分かりやすく掲載する。 イ 社会福祉学会や関係団体等の学会誌、機関誌への調査・研究論文の掲載を図る。</p> <p>② 研修会、講演会等における発表 ア 国立のぞみの園が主催するセミナー等において、調査・研究の成果を発表する。 イ 関係団体等の講演会、研究会、</p>	<p>(3) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>① 広報媒体の活用 ア 研究紀要の発行等 ○ 研究紀要の平成19年度版について、20年6月に発行した。平成20年度版については、研究成果の取りまとめ状況を踏まえ、早期発行に向けて編さん作業を行った。 ○ 調査・研究の要旨について、平成21年3月発行のニュースレターに掲載するとともに、ホームページの更新を行った。 イ 関係団体等の学会誌等への掲載 ○ 日本社会福祉学会等の大会誌、会議資料に調査・研究の要旨を掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第47回社会福祉研究大会(平成20年6月28日～29日) ＜1テーマ＞ 知的障害のある人の地域生活移行過程における生活満足度の把握に関する研究 ・日本発達障害学会第43回研究大会(平成20年8月2日～3日) ＜1テーマ＞ 行動障害・重度知的障害のある人の更衣及び排泄支援～Aさんの事例を通して～ ・日本福祉のまちづくり学会第11回全国大会(平成20年8月31日～9月2日) ＜1テーマ＞ 知的障害者、自閉症、広汎性発達障害など、コミュニケーション障害のある患者の診療に関するアンケート調査の結果報告 ・第14回日本摂食・嚥下リハビリテーション学会学術大会(平成20年9月13日～14日) ＜1テーマ＞ 当施設の高齢知的障害者の摂食・嚥下に関する調査 ・日本心理学会第72回大会(平成20年9月19日～21日) ＜1テーマ＞ 重度知的障害者施設における臨床報告、障害医療チームによる地域生活支援～行動障害が改善し、認知発達した発達障害の事例～ ・第25回日本障害者歯科学会学術大会(平成20年10月10日～11日) ＜1テーマ＞ 障害者における口腔の加齢的特徴 ・日本社会福祉学会第56回全国大会(平成20年10月11日～12日) ＜3テーマ＞ ①行動援護従業者養成研修演習プログラムに関する研究～行動援護従業者に対する意識調査を通して～ ②知的障害者の地域生活移行における生活満足度の把握に関する研究 ③地域移行の際の保護者の意志決定に関する調査研究～A県における地域移行に同意した保護者への聞き取り調査から～ <p>② 研修会、講演会等における発表 ア 法人主催のセミナーにおける発表 ○ 当法人が主催する福祉セミナー(罪を犯した知的障害者への支援に関するセミナー)において、調査・研究の成果を発表した。 ・「罪を犯した知的障害者の地域支援に向けて」(平成21年2月9日～10日)</p> <p>イ 関係団体等の講演会等における発表</p>

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績			
全国的な各種研究会、学会等への出席の機会を捉えて、調査・研究成果の紹介・普及に努めること。	するなどの普及に努める。	学会等における出席の機会を活用して、調査・研究成果を紹介する。	<p>○ 群馬県知的障害者福祉協会等の依頼を受け、講演会等において、これまでの調査・研究成果等をもとに発表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演テーマ「自立支援法における個別支援計画のあり方について」 (平成20年5月8日 主催：群馬県知的障害者福祉協会) ・ 講演テーマ「支援ニーズに基づく個別支援の実際・評価～一人ひとりの豊かな生活を実現するために～」 (平成20年8月7日 主催：群馬県知的障害者福祉協会) ・ 講演テーマ「地域生活移行への取組～あたりまえの生活を指して～」 (平成20年12月16日 主催：群馬県心身障害者福祉センター) ・ 講演テーマ「罪を犯した知的障害者の支援」 (平成21年1月29日 主催：長野県社会福祉事業団西駒郷) ・ 講演テーマ「刑務所出所者等の受入に関わる先駆的な取組」 (平成21年3月24日 主催：法務省、厚生労働省、全国更生保護法人連盟) 			
評価の視点等	【評価項目11 成果の積極的な普及・活用】	自己評価	A	評定	A	
		調査・研究成果について、新たに研究紀要を発行するなど広報媒体物を活用するとともに、法人主催のセミナーや関係団体等の大会、講演会等の多くの機会を活用して、その普及に積極的に取組んでおり、計画を上回るものとなった。	(委員会としての評定理由) ニュースレター、研究紀要の発行等の広報媒体物による公表や、講演会や学会等の機会を活用した発表などにより積極的に行っていることを評価する。			
[数値目標] ・ 研究紀要を年間1回以上発行する。		・ 平成20年度においては、研究紀要の19年度版を発行した。 (業務実績「①広報媒体の活用」P28参照)	(各委員の評定理由) ・ 学会発表が成果の普及になるのかどうか不明だが、研究紀要はよくできている。ニュースレターに関しては、今回の内容(第20号)は新鮮であった。セミナーは、多くを学べるもので、更に大々的に展開されるよう望むものである。 ・ 成果は積み上げている。 ・ 自己評価のとおり。 ・ 研究内容・発表も評価できる。 ・ 以前よりは成果の普及がはかられているが、研究を担う人が限定されている。 ・ 研究紀要やニュースレターの発行等、成果を積極的に広める活動を行った。 ・ 評価の視点の細目のそれぞれにつき、順調な取り組みがなされているため。 ・ 研究紀要、ニュースレターを発行し、学会誌等へ調査・研究の要旨を掲載し、広報活動を積極的に実行している。セミナーや講演会でも活発に成果を発表している。 ・ 成果について普及はできている。活用については、今後の成果をまつ必要あり。			
・ 調査・研究成果のまとめとして、研究紀要(研究報告書)を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間1回、分かりやすく掲載する。		・ 平成20年度においては、研究紀要の19年度版を発行した。また、調査・研究の要旨について、ニュースレターに掲載したほか、ホームページを更新した。その他、関係団体等の大会、講演会等の機会を積極的に活用した。 (業務実績「①広報媒体の活用」P28参照)				
[評価の視点] ・ 調査・研究成果について、知的障害関係施設等においてその成果等が活用できる内容となっているか。また、その普及を図るためにどのように取り組んでいるか。		実績：○ ・ 調査・研究のテーマについては、行動援護や福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援など、今後その取組が全国に拡大していくことが期待されているものを選択した。 こうした成果等については、広報媒体を効果的に活用するとともに、関係団体等の大会や講演の場を利用して、その周知に努めており、法人主催の研修会においては、関係省庁と連携して行った。 (業務実績「(3) 成果の積極的な普及・活用」P28～29参照)				
・ 調査・研究成果に関する評価の把握は行っているか。また、把握しているのであれば、どのような評価を得ているのか。		実績：○ ・ 調査・研究成果に対しては、外部の有識者が参加する国立のぞみの園研究会議において、意見等を伺う仕組みを設けている。 また、調査・研究成果については、広報媒体物を利用した発表を中心に行っており、これを統計的に把握することはしていないが、例えば、法人が主催する研修会等において発表する方法で行った場合には、アンケートによる内容の満足度・理解度を調査しており、概ね8割以上が好評との評価を得ている。 (業務実績「②研修会・講演会等における発表」P28～29参照)				

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
<p>3 養成・研修 次代の福祉の担い手を養成するための効果的なプログラムを策定し、全国の知的障害関係施設職員等を対象とした養成・研修を行うとともに、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供すること。 また、養成・研修の成果等が知的障害関係施設等で活用されるなど、実効性のあるものとなるように内容等を具体的に設定するとともに、成果等を発表する機会を設けること。</p>	<p>3 養成・研修 次代の福祉の担い手を養成するための効果的なプログラムを策定し、全国の知的障害関係施設職員等を対象とした養成・研修を行うとともに、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供する。 なお、養成・研修の成果等が、知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、具体的な内容、達成すべき目標等について、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて設定する。</p> <p>(1) 養成・研修 国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して研修会等を開催する。 また、国立のぞみの園のフィールドを活用した大学・専門学校の学生等の実習生の受入れについては、実習の目的に沿った実習プログラムを作成することとし、計画的かつ効果的な実習を提供する。 なお、こうした研修会等の場において、調査・研究の成果等を発表する機会を確保するよう、養成・研修プログラムを工夫する。</p>	<p>3 養成・研修</p> <p>(1) 養成・研修 ① 研修会、セミナーの開催 ア 全国の知的障害関係施設、事業所等の職員を対象として、国立のぞみの園が主催により、次のセミナーを実施する。 a 厚生労働省の助成事業により、行動援護従業者養成中央セミナー及び罪を犯した知的障害者への支援に関するセミナーを、平成20年度にそれぞれ1回実施する。</p>	<p>3 養成・研修</p> <p>(1) 養成・研修 ① 研修会、セミナーの開催 ア 当法人主催のセミナーの実施 ○ 全国の知的障害関係施設、事業所等の職員を対象として、当法人が主催し、次のセミナーを実施した。</p> <p>(ア) 行動援護従業者養成研修中央セミナー ○ 行動援護従業者養成研修中央セミナーについて、その目的をこれまでの都道府県研修で中核的な役割を担う者の養成から、地方における行動援護の普及と従業者の養成を目的とした研修へと変更し、全国5ブロックにおける地方開催とした。 研修内容については、平成19年度に策定した研修プログラムを活用するとともに、初日は、行動援護の概念や、対象者の障害特性、支援の方法等の基礎的な知識を学ぶことを主眼としたプログラムを加えるなど、広く一般への普及が図られるよう工夫した。 なお、セミナーの開催にあたり、厚生労働省の専門官をオブザーバーに迎え、学識経験者や先駆的に取り組む民間事業者等をメンバーとする検討会を14回開催し、開催地の選定やプログラムの検討等を行った。 開催地、開催日、参加者数(初日の参加のみを含む)及び修了者数は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 平成20年9月9～11日 於：北海道札幌市(かるで2・7) 参加者 28人、うち修了者28人 ・第2回 10月27～29日 於：愛媛県松山市(愛媛県身体障害者福祉センター) 参加者 45人、うち修了者41人 ・第3回 11月25～27日 於：東京都品川区(品川区立中小企業センター) 参加者 82人、うち修了者68人 ・第4回 12月16～18日 於：岩手県盛岡市(岩手県医師会館、盛岡地区合同庁舎) 参加者113人、うち修了者43人 ・第5回 平成21年1月26～28日 於：佐賀県佐賀市(グランデはがくれ) 参加者 83人、うち修了者61人 <p>(イ) 罪を犯した知的障害者への支援に関するセミナー ○ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者(罪を犯した知的障害者)の再犯を防止、地域生活移行を推進するため、地域の取組の必要性等を周知するとともに、これを効果的に実施するための体制整備等にどのように取り組むか研修することを目的としたセミナーを開催した。 福祉関係者等のこのテーマへの関心が高く、34都道府県から250名以上の参加があったが、福祉施設職員や地方自治体の福祉部局職員だけでなく、矯正施設や保護観察所の関係者、保護司等も多数参加するなど、福祉サイドと法務サイドの関係者が一堂に会し、今後の連携協力に向けて象徴的なセミナーとなった。 なお、国の直近の重要な政策課題をテーマとしていることから、福祉セミナーとして位置付け実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「罪を犯した知的障害者の地域支援に向けて」 平成21年2月9～10日 於：高崎シティギャラリーコアホール 受講者：296人 (刑務所、保護観察所職員等40人)

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																														
		<p>b 国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを選択し、福祉セミナーを平成20年度に2回実施する。</p> <p>c 最先端の医学知識の紹介と普及を目的とした障害医療セミナーを平成20年度に2回実施する。</p> <p>イ 群馬県等の地方自治体から養成・研修事業を受託して実施する。</p> <p>② 実習生の受入 ア 資格取得に当たって計画的かつ効果的な実習を提供するため、社会福祉士及び介護福祉士の養成に適した実習プログラムを作成することとし。平成20年度においては、これらの職種の養成施設と連携・協力して、実践的なメニューづくりに取り組む。</p> <p>イ 保育士、訪問介護員等の資格取得のための実習場所として、国立のぞみの園のフィールドの利用を希望する専門学校等の学生の受入を積極的に行う。</p>	<p>(ウ) 福祉セミナー ○ 国の政策課題である「罪を犯した知的障害者（福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者）への支援」と近年対策が社会的に求められている「発達障害」に着目し、当法人の独自事業としてセミナーを開催し、全国の自治体関係者等の参加を得た。</p> <p>・福祉セミナーの開催状況 第1回 「発達障害～その多様性と向き合う～」 平成20年11月7～8日 於：ホテルメトロポリタン高崎 受講者100人 第2回 「罪を犯した知的障害者の地域支援に向けて」 平成21年2月9～10日 於：高崎シティギャラリーコアホール 受講者296人</p> <p>(エ) 障害医療セミナー ○ 施設で働く職員の健康管理を推進するため、精神的なストレスを抱えるなど精神面の健康問題を訴える者の増加が社会的な問題となっていることを踏まえ、「メンタルヘルスクエア」をテーマに取り上げたほか、施設利用者の高齢化や障害の重複等による介護機会の増加と、それに対する健康課題への対処方法を習得するために「腰痛症」をテーマに、当法人の独自事業として実施した。</p> <p>・障害医療セミナーの開催状況 第1回 「知的障害者支援に携わる職員のメンタルヘルスクエア」 平成20年6月11日 受講者 110人 第2回 「腰痛症」 平成21年2月18日 受講者 91人</p> <p>イ 群馬県からの受託による養成・研修事業の実施 ○ 群馬県から次の養成・研修事業の委託を受けて実施した。 ・群馬県行動援護従業者養成研修実施事業 平成21年3月11日～13日 受講者38人 ・群馬県知的障害者（児）ホームヘルパー養成基礎研修実施事業 平成21年1月19日 受講者 47人 21年2月27日 受講者 33人</p> <p>② 実習生の受入 ア 実習プログラムの開発 ○ 実習施設である当施設と教育機関である日本社会事業大学の共同研究により、新カリキュラムで求められる実習内容を盛り込んだ「相談援助実習プログラム・マニュアル」を作成した。</p> <p>イ 資格取得等のための実習受入 ○ 保育士等の各種養成機関の実習場所として、実習生の受入を行った。</p> <p><各種養成機関からの実習の受入></p> <table border="1" data-bbox="1804 1625 2623 1927"> <tr> <td colspan="3">・社会福祉援助技術現場実習の受入</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>4校</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>短大等</td> <td>6校</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・保育実習の受入</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>10校</td> <td>64人</td> </tr> <tr> <td>短大等</td> <td>22校</td> <td>120人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・財団法人介護労働安定センター介護職員養成研修実習の受入</td> </tr> <tr> <td>平成21年2月13日</td> <td></td> <td>実習生 32人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・群馬職業能力開発促進センター介護職員養成研修実習の受入</td> </tr> <tr> <td>平成20年8月4日</td> <td></td> <td>実習生 2人</td> </tr> </table>	・社会福祉援助技術現場実習の受入			大学	4校	6人	短大等	6校	7人	・保育実習の受入			大学	10校	64人	短大等	22校	120人	・財団法人介護労働安定センター介護職員養成研修実習の受入			平成21年2月13日		実習生 32人	・群馬職業能力開発促進センター介護職員養成研修実習の受入			平成20年8月4日		実習生 2人
・社会福祉援助技術現場実習の受入																																	
大学	4校	6人																															
短大等	6校	7人																															
・保育実習の受入																																	
大学	10校	64人																															
短大等	22校	120人																															
・財団法人介護労働安定センター介護職員養成研修実習の受入																																	
平成21年2月13日		実習生 32人																															
・群馬職業能力開発促進センター介護職員養成研修実習の受入																																	
平成20年8月4日		実習生 2人																															

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																								
	<p>(2) ボランティアの養成 国立のぞみの園のフィールドを活用して、ボランティアを实践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。</p>	<p>(2) ボランティアの養成 ① ボランティアメニューの整備 国立のぞみの園のフィールドを活用した多様なボランティアメニューを平成20年度中に整備し、プログラムに沿って積極的な受入を行う。</p> <p>② ボランティアメニューの周知 施設紹介ビデオを活用して、国立のぞみの園の活動の周知を図るとともに、ホームページやニュースレター等にボランティアメニューを掲載する。</p>	<div data-bbox="1804 275 2623 743" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県介護福祉士養成校協議会訪問介護員養成研修実習の受入 相談事業に係る職員との同行訪問実習 平成20年12月4日 実習生 1人 ・国立秩父学園養成所児童指導員科生の実習の受入 知的障害関係福祉施設職員等を養成 平成20年9月1日～13日 実習生 1人 ・医学生の体験実習の受入 群馬大学医学部の障害医療のチーム医療実習 平成20年9月8日～26日 実習生 6人 日本大学医学部の社会体験学習の外部施設実習 平成20年9月8日～10日 実習生 2人 ・訪問介護員養成校の実習受入 平成20年10月23日～25日 実習生 18人 11月17日～19日 実習生 19人 ・介護等体験(学校教員養成課程) 平成20年6月16日～20日 実習生 1人 </div> <p>○ また、これ以外に課外授業のための1日実習として、次の受入を行った。</p> <p><課外授業のための1日実習の受入></p> <table border="1" data-bbox="1804 877 2611 1325"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>学校数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立秩父学園養成所</td> <td>1か所</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>警察学校</td> <td>1</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>2</td> <td>222</td> </tr> <tr> <td>短期大学</td> <td>1</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>専門学校及び看護学校</td> <td>3</td> <td>128</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>1</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9か所</td> <td>525人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ボランティアの養成 ① ボランティアメニューの整備等 ○ 当施設のフィールドを活かした多様なボランティアメニューの再編成に向けた検討を行い、平成21年3月に整備しホームページで公表した。</p> <p>○ 群馬県、群馬県社会福祉協議会、高崎市社会福祉協議会及び群馬県ボランティアグループ協議会等に働きかけ、ボランティアコーディネーター養成研修やブロック会議の開催等について協議を行った。今後の取扱いについては、継続協議となったが、高崎地区のボランティアグループ協議会に参加し活動していくこととなった。</p> <p>② ボランティアメニューの周知 ○ ボランティアの積極的な受入や養成を行うため、平成20年8月に関係団体等に対して、施設紹介ビデオを配布するとともに、ボランティアの参加を促すパンフレットをリニューアルしホームページに掲載するなど、積極的にボランティア募集を行った。また、ニュースレターにおいても施設紹介ビデオを紹介し、ボランティア参加を呼びかけた。 この結果、ボランティアの受入は、延べ978人となった。</p>	種別	学校数	人数	国立秩父学園養成所	1か所	20人	警察学校	1	29	大学	2	222	短期大学	1	99	専門学校及び看護学校	3	128	中学校	1	27	合計	9か所	525人
種別	学校数	人数																									
国立秩父学園養成所	1か所	20人																									
警察学校	1	29																									
大学	2	222																									
短期大学	1	99																									
専門学校及び看護学校	3	128																									
中学校	1	27																									
合計	9か所	525人																									

評価の視点等	【評価項目12 養成・研修、ボランティアの養成】	自己評価	A	評 定	A	
		<p>平成20年度は、国の直近の政策課題や社会的なニーズを踏まえて、実効性の高いセミナーを開催し、多くの参加者を得ることができた。このうち、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関するセミナーについては、福祉と法務関係者が同じ目的に向かって一堂に会した有意義なものとなったほか、行動援護に関するセミナーについては、20年度計画を超え全国5ブロックで開催するなど、質、量ともに年度計画を上回る実績を上げた。</p>				<p>(委員会としての評定理由) 養成・研修事業に関しては、障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、福祉セミナー等を積極的に実施している。平成20年度においては、行動援護事業の従業者の養成及び福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援などの国の政策課題をテーマに、国から補助を受けて全国規模のセミナーを実施したほか、法人の独自事業として、発達障害などの社会的に関心の高いテーマや、腰痛症、メンタルヘルスケアなどの福祉関係従事者にとって身近なテーマを選び、多くの参加者を得て福祉セミナー等の研修を実施している。併せて、保育士、社会福祉士等の各種養成機関等の実習場所として、多くの実習生を受け入れるとともに、大学との共同研究による実習プログラムの開発に取り組むなど、実習の充実にも取り組んでいる。</p>
<p>[数値目標] ・厚生労働省の助成事業により、行動援護従業者養成中央セミナー及び罪を犯した知的障害者への支援に関するセミナーを、平成20年度にそれぞれ1回実施する。</p>	<p>・ 国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを選択し、福祉セミナーを平成20年度に2回実施する。</p>	<p>・ 平成20年度においては、行動援護従業者養成研修中央セミナー及び罪を犯した知的障害者への支援に関するセミナーをそれぞれ実施した。なお、行動援護従業者養成研修中央セミナーについては、全国を5ブロックに分けた地方開催とし、20年9月以降、月1回のペースで実施した。 (業務実績「①研修会、セミナーの開催」P30～31参照)</p>	<p>・ 福祉セミナーについて、社会的な課題となっている「発達障害」と「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援」の2つのテーマを取り上げ、合わせて2回実施した。 (業務実績「①研修会、セミナーの開催」P30～31参照)</p>			<p>このうち、行動援護の普及に関するセミナーについては、全国的な普及拡大が遅れている状況を踏まえ、参加が容易となるよう、これまでの中央開催から全国5ブロックでの地方開催に見直すとともに、研修プログラムの初日には、行動援護の基礎を学ぶプログラムとして広く一般参加が可能となるようにするなど、その実施方法、内容を工夫して実施しており、養成・研修に対して積極的に取り組み、内容の充実を図ったことを評価する。</p>
<p>・ 最先端の医学知識の紹介と普及を目的とした障害医療セミナーを平成20年度に2回実施する。</p>		<p>・ 障害医療セミナーについて、施設で働く職員の健康管理を推進するため、「メンタルヘルスケア」と「腰痛症」をテーマに、2回実施した。 (業務実績「①研修会、セミナーの開催」P30～31参照)</p>				<p>今後、国のモデル施設として、国の政策課題に関連する取組を継続するとともに、知的障害関係施設等の支援に従事する者等に対する養成・研修事業の一層の充実に努めていくことを期待する。</p>
<p>[評価の視点] ・ 養成・研修の実施状況はどうか。</p>		<p>実績：○ ・ 平成20年度においては、全国の知的障害関係施設職員等を対象として、行動障害、発達障害への対応、職員の健康管理等の関心の高いテーマや、国の政策課題となっている福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援をテーマに実施し、約1,000人の参加者を得た。 (業務実績「①研修会、セミナーの開催」P30～31参照)</p>				<p>(各委員の評定理由) ・ 社会福祉士養成の新カリキュラムに対応した研修生の受け入れなど施設のスケールメリットを生かした取り組みが考えられよう。 ・ 受け入れ数は評価できる。実習内容の研究(社会事業大学の協力)も評価できる。 ・ 目標が具体的数値化されていないため評価が困難である。この項目に関しては、当該法人がより一層発展し強化するよう要請する。</p>
<p>・ 国の政策課題への対応や、知的障害関係施設においてその成果等が活用できる養成・研修の内容・テーマとなっているか。</p>		<p>実績：○ ・ 知的障害関係施設において適切なサービスを提供するためには、従事する職員の健康管理が重要であることから、「メンタルヘルスケア」と「腰痛症」について、テーマとして取り上げ、好評を得た。 また、国の直近の政策課題である福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業(調査・研究及びセミナー)を実施し、この成果等について厚生労働省に中間報告をしたが、21年度に厚生労働省の新規施策として予算計上された「社会生活定着支援センター運営事業」の基本的な骨格作りに貢献した。 (業務実績「①研修会、セミナーの開催」P30～31参照)</p>				<p>・ 着々と行われている。 ・ 日本社会事業大学との新カリキュラム、実習プログラムの開発、実習生の増大。 ・ セミナーを積極的に実施した。 ・ 評価の視点の細目すべてについて、積極的な取り組み実績であると評価できるため。 ・ 養成・研修、ボランティアの養成活動には、積極的に対応していることがみてとれる。 ・ 全国各地でのセミナー開催、特定地域のセミナー実施、職員のメンタルヘルスおよび職業病についての講習は評価できる。実習生、ボランティアの積極的な受入れも今後進めていただきたい。将来、実習生やボランティアに対する旅費等の支援もできるよう、国にも働きかけて頂けるとよいのでは。</p>
<p>・ 大学・専門学校の学生等に対する効果的な実習プログラムを策定し、計画的かつ効果的な実習を提供しているか。</p>		<p>実績：○ ・ 実習施設である法人と教育機関が連携して共同研究を実施し、社会福祉士及び介護福祉士法の改正により必要となった実習カリキュラムを盛り込んだプログラムを開発した。 (業務実績「②実習生の受入」P31～32参照)</p>				
<p>・ ボランティアの養成 of 取組状況はどうか。</p>		<p>実習：－ ・ ボランティアの受入を進めるため、施設紹介ビデオやボランティアを促すパンフレットなどの広報媒体物の整備を積極的に行ったほか、一層の拡大に向けてボランティアメニューの再構築を図った。 (業務実績「(2)ボランティアの養成」P32参照)</p>				

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																																																																								
<p>4 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、障害者自立支援法に基づくサービスの支援技術等、国立のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うことにより、知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、実効性のあるものとする。</p> <p>また、援助・助言の業務の周知を図り、全国の知的障害関係施設等からの利用がなされるよう努めること。</p>	<p>4 援助・助言 援助・助言の業務について、地方自治体等に周知することにより利用拡大を図るとともに、国立のぞみの園における地域移行の取組や障害者自立支援法に基づくサービスの実践、調査・研究の成果等を踏まえ、地域移行や様々なサービスの実施方法、支援技術等に関すること等について、専門的かつ効果的な援助・助言を実施する。</p>	<p>4 援助・助言 (1) 援助・助言の利用拡大 ホームページ等の広報媒体を活用して、国立のぞみの園の業務や援助・助言の内容、利用方法等について周知を図り、利用拡大に努める。</p> <p>(2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの実践を踏まえ、自立支援法の事業体系への移行準備を進めている知的障害関係施設等に対して、事業運営の方法や支援技術など、求めに応じて専門的かつ効果的な援助・助言、及び情報提供を行う。</p> <p>なお、専門的かつ効果的な援助・助言及び情報提供とするため、調査・研究の成果についても積極的に活用して実施する。</p>	<p>4 援助・助言 (1) 援助・助言の利用拡大 ○ 国立のぞみの園の業務や、援助・助言の内容、利用方法について、ニュースレターに掲載し、広く紹介した。さらに、援助・助言の内容や、利用方法をPRしたリーフレットを作成し、ニュースレターに同封し、関係機関をはじめ、障害者支援施設等へ配布するなど、一層の周知を図った。</p> <p>また、PR用リーフレットをPDF形式化し、ホームページへの掲載を行い利用拡大に努めた。併せて、当施設の見学者等の来訪時においても配布した。</p> <p>(2) 援助・助言の提供 障害者自立支援法の事業体系への移行準備を進めている知的障害関係施設等の求めに応じて、援助・助言を行った。 平成20年4月から21年3月までの援助・助言の件数は、91件となっている。 「援助・助言」の概要は、次のとおり。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2"><平成20年度の件数></td> </tr> <tr> <td>ア 援助・助言の要請者</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 障害者支援施設</td> <td style="text-align: right;">76件</td> </tr> <tr> <td> 都道府県</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td> 市町村</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td> 相談機関</td> <td style="text-align: right;">9件</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">計91件</td> </tr> <tr> <td>イ 対応方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 意見交換(来訪による)</td> <td style="text-align: right;">21件</td> </tr> <tr> <td> 職員を派遣</td> <td style="text-align: right;">6件</td> </tr> <tr> <td> 資料の提供</td> <td style="text-align: right;">48件</td> </tr> <tr> <td> 口頭説明(電話等)</td> <td style="text-align: right;">16件</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">計91件</td> </tr> <tr> <td>ウ 主な援助・助言の内容等</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 制度(自立支援法以外に関して)</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td> 自立支援法に関して</td> <td style="text-align: right;">48件</td> </tr> <tr> <td> 事業運営に関して</td> <td style="text-align: right;">61件</td> </tr> <tr> <td> 支援の方法に関して</td> <td style="text-align: right;">12件</td> </tr> <tr> <td> 健康・医療に関して</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td> 講演・講師派遣に関して</td> <td style="text-align: right;">7件</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">計137件</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(複数の要請、内容に重複があるため)</td> </tr> </table> <p>なお、これ以外に、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業(罪を犯した知的障害者への支援事業)を実施する中で、関係専門機関、弁護士等からの援助・助言に類する「相談支援」として、25件の対応を行った。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>ア 「相談支援」の要請者</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 障害者相談センター</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td> 児童相談所</td> <td style="text-align: right;">5件</td> </tr> <tr> <td> 精神医療センター</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td> 障害者支援施設</td> <td style="text-align: right;">6件</td> </tr> <tr> <td> 保護観察所</td> <td style="text-align: right;">6件</td> </tr> <tr> <td> 弁護士</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td> 福祉系大学</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">25件</td> </tr> <tr> <td>イ 主な「相談支援」の内容等</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 刑務所・少年院からの地域生活移行の方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 仮釈放、執行猶予の場合の移行先の確保</td> <td style="text-align: right;">ほか</td> </tr> </table>	<平成20年度の件数>		ア 援助・助言の要請者		障害者支援施設	76件	都道府県	3件	市町村	2件	相談機関	9件	その他	1件		計91件	イ 対応方法		意見交換(来訪による)	21件	職員を派遣	6件	資料の提供	48件	口頭説明(電話等)	16件		計91件	ウ 主な援助・助言の内容等		制度(自立支援法以外に関して)	2件	自立支援法に関して	48件	事業運営に関して	61件	支援の方法に関して	12件	健康・医療に関して	3件	講演・講師派遣に関して	7件	その他	4件		計137件		(複数の要請、内容に重複があるため)	ア 「相談支援」の要請者		障害者相談センター	4件	児童相談所	5件	精神医療センター	2件	障害者支援施設	6件	保護観察所	6件	弁護士	1件	福祉系大学	1件		25件	イ 主な「相談支援」の内容等		刑務所・少年院からの地域生活移行の方法		仮釈放、執行猶予の場合の移行先の確保	ほか
<平成20年度の件数>																																																																											
ア 援助・助言の要請者																																																																											
障害者支援施設	76件																																																																										
都道府県	3件																																																																										
市町村	2件																																																																										
相談機関	9件																																																																										
その他	1件																																																																										
	計91件																																																																										
イ 対応方法																																																																											
意見交換(来訪による)	21件																																																																										
職員を派遣	6件																																																																										
資料の提供	48件																																																																										
口頭説明(電話等)	16件																																																																										
	計91件																																																																										
ウ 主な援助・助言の内容等																																																																											
制度(自立支援法以外に関して)	2件																																																																										
自立支援法に関して	48件																																																																										
事業運営に関して	61件																																																																										
支援の方法に関して	12件																																																																										
健康・医療に関して	3件																																																																										
講演・講師派遣に関して	7件																																																																										
その他	4件																																																																										
	計137件																																																																										
	(複数の要請、内容に重複があるため)																																																																										
ア 「相談支援」の要請者																																																																											
障害者相談センター	4件																																																																										
児童相談所	5件																																																																										
精神医療センター	2件																																																																										
障害者支援施設	6件																																																																										
保護観察所	6件																																																																										
弁護士	1件																																																																										
福祉系大学	1件																																																																										
	25件																																																																										
イ 主な「相談支援」の内容等																																																																											
刑務所・少年院からの地域生活移行の方法																																																																											
仮釈放、執行猶予の場合の移行先の確保	ほか																																																																										

評価の視点等	【評価項目 13 援助・助言】	自己評価	B		評 定	B	
		援助・助言について、その内容の周知に積極的に取組んだほか、実施件数についても、平成19年度と同数程度の実績を上げた。			(委員会としての評定理由)		援助・助言の利用拡大を図るため、援助・助言の内容、利用方法について、ニュースレターに掲載するとともに、新たにリーフレットを作成し、全国の関係機関、知的障害関係施設等に配布するなど、広報に努めたものと認められるが、平成20年度における実績は、例年どおりの件数に留まった。全国の知的障害関係施設等にとって、平成23年度末に迫る障害者自立支援法に定める事業体系への移行期限や、国の障害福祉施策の動向への対応、発達障害や行動障害等への支援など様々な課題等を抱えており、今後、援助・助言の必要性はさらに高まるものと予想される。こうした潜在的なニーズを掘り起こすためにも、さらに広報の充実に努めるとともに、必要とされる援助・助言の内容を具体的に提示すること等により、一層の利用拡大を図りたい
[評価の視点] ・ 援助・助言の実施件数はどうなっているか。		実績：○ ・ 平成20年度の援助・助言の実施件数は、障害者支援施設76件（うち新体系移行前施設52件）を含む91件（実件数）となった。 なお、上記に含まれていないが、「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業」の一環として行った援助・助言に類する「相談支援」が25件あった。 (業務実績「(2) 援助・助言の提供」P34参照)			(各委員の評定理由)		・ 件数は多くはないが、その内容や効果があったのかなどの記述がほしい。 ・ 今後も継続して努力してほしい。 ・ 自己評価のとおり。 ・ 計画通り。 ・ ニュースレター等も活用しながら、援助・助言の利用拡大に向け、実施している。 ・ 評価の視点の細目それぞれにつき、順調な取り組みがなされているため。 ・ 障害者支援施設等の求めに応じて、援助・助言を前年より下回るが91件を実行している。 ・ 一般に対する宣伝不足かもしれないが、相談件数の減少が気になるので、今後積極的な情報提供にとり組まれない。
・ 障害者支援施設等の求めに応じて、丁寧かつきめ細やかに対応した援助・助言を行っているか。		実績：○ ・ 援助・助言の提供に当たっては、新体系に移行する際の取組や移行後の状況等の意見交換を行ったほか、職員を派遣するなど、援助・助言の要請者の希望に沿った効果的な方法を選択して実施した。 (業務実績「(2)」援助・助言の提供」P34参照)					
・ 援助・助言の利用が促進されるような取組を行っているか。		実績：○ ・ 援助・助言の拡大を図るため、国立のぞみの園の業務や、援助・助言の内容、利用方法について、ニュースレターに掲載するとともに、新たにリーフレットを作成するなど、広報活動の充実に努めた。 (業務実績「(1) 援助・助言の利用拡大」P34参照)					

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																																			
<p>5 その他の業務 前4事項に附帯する各種の業務を行うこと。</p>	<p>5 その他の業務 前4事項に附帯する業務として、主に次の業務を行う。</p> <p>(1) 診療所について、施設利用者の高齢化等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者等に対しても診療を行う。 また、心理外来等の利用の拡大に努める。</p>	<p>5 その他の業務</p> <p>(1) 診療所について ① 適切な医療の提供 ア 診療所は、施設利用者のかかりつけ医として、施設利用者の高齢化等に対応した適切な医療を提供するほか、次の健診等を計画的に実施する。</p> <p>a 施設利用者全員を対象に、康診断を定期的実施する。</p> <p>b 女性の施設利用者を対象に、子宮がん検診を実施するほか、対象年齢に該当する者に対して、乳がん検診を実施する。</p> <p>c 施設利用者全員(禁忌を除く)に対して、インフルエンザ予防接種を実施する。</p> <p>イ 行動障害等の著しく支援が困難な者に対する支援や、罪を犯した知的障害者の支援などの新たな課題に対応するため、診療所の機能の充実を図る。</p>	<p>5 その他の業務</p> <p>(1) 診療所による医療の提供 ① 施設利用者に対する適切な医療の提供 ア かかりつけ医としての対応 ○ 施設利用者等の健康管理及び医療的ケアの必要な寮への訪問看護を行っている。 ○ 診療件数:平成20年度 19,664件</p> <p><外来患者数></p> <table border="1" data-bbox="1748 630 2050 1031"> <tr><td></td><td>利用者</td><td>一般</td></tr> <tr><td rowspan="2">医科</td><td>15,654</td><td>1,755</td></tr> <tr><td colspan="2">17,409件</td></tr> <tr><td rowspan="2">歯科</td><td>2,105</td><td>150</td></tr> <tr><td colspan="2">2,255件</td></tr> <tr><td rowspan="2">計</td><td>17,759</td><td>1,905</td></tr> <tr><td colspan="2">19,664件</td></tr> </table> <p>※左の「医科」の再掲</p> <table border="1" data-bbox="2228 684 2531 1016"> <tr><td></td><td>利用者</td><td>一般</td></tr> <tr><td rowspan="2">臨床心理</td><td>455</td><td>643</td></tr> <tr><td colspan="2">1,098件</td></tr> <tr><td rowspan="2">機能訓練</td><td>(362) 5,271</td><td>(66) 77</td></tr> <tr><td colspan="2">5,348件</td></tr> </table> <p>(注) 機能訓練科の上段かっこ書は、保険診療分(医科の内数)である。(※算定日数の上限を超えるリハビリについては、保険請求が不可となるため。)</p> <p><入院患者数></p> <table border="1" data-bbox="1748 1184 2122 1293"> <tr><td>延べ</td><td>3,940人</td></tr> <tr><td>1日平均</td><td>10.8人</td></tr> </table> <p>○ 施設利用者に対して、定期的な健康診断やインフルエンザ予防接種等を行い、健康管理に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康診断の充実(平成20年度より生活習慣病予防に着目した健診内容に変更) 胸部X線健診の実施 子宮がん検診の実施 乳がん検診の実施(40歳以上偶数年齢の女子利用者に対して、視触診またはマンモグラフィによる検診を実施) インフルエンザ予防接種の実施(禁忌を除く) <p>○ 大学に所属する専門家を招聘し定期的にシーティング指導を受けた。個々のケースに応じ、身体状況と生活環境を評価し、個々の状況に合った椅子・車椅子・クッション等を選択するなどの指導を受けた。適正な坐位姿勢を保持することにより、座っていることから生じるお尻や腰などの痛みの緩和、褥瘡の予防と改善、不良姿勢から生じる誤嚥の予防が図れた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計6回 延べ35名について指導 <p>イ 行動障害等の著しく支援が困難な者等に対する対応 行動障害等が著しく支援が困難な施設利用者については、精神科医師と臨床心理士が連携して対応し、ケースカンファレンス等にも参加するなど助言指導を行った。また、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者(罪を犯した知的障害者)についても、精神科医師と臨床心理士が相互に連携しながら薬物療法やカウンセリングを併用して効果的な支援を図った。</p>		利用者	一般	医科	15,654	1,755	17,409件		歯科	2,105	150	2,255件		計	17,759	1,905	19,664件			利用者	一般	臨床心理	455	643	1,098件		機能訓練	(362) 5,271	(66) 77	5,348件		延べ	3,940人	1日平均	10.8人
	利用者	一般																																				
医科	15,654	1,755																																				
	17,409件																																					
歯科	2,105	150																																				
	2,255件																																					
計	17,759	1,905																																				
	19,664件																																					
	利用者	一般																																				
臨床心理	455	643																																				
	1,098件																																					
機能訓練	(362) 5,271	(66) 77																																				
	5,348件																																					
延べ	3,940人																																					
1日平均	10.8人																																					

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
	<p>(2) 地域の障害者支援の拠点として、中核的な役割を担うとともに、地域の障害者等に対する相談や短期入所、日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。</p>	<p>② 地域医療への貢献 地域医療への貢献を図る観点から、施設利用者への診療に支障のない範囲内で、地域の知的障害者等に対する診療に積極的に取り組む。</p> <p>③ 心理外来等の利用拡大 地域の期待の大きい心理外来、心理外来学習会等について、広報の充実を図り、利用拡大に努めるとともに、関係機関と連携しその充実を図る。</p> <p>(2) 地域の障害者支援の充実</p> <p>① 高崎市自立支援協議会における活動 高崎市自立支援協議会に参加し、地域の障害者の暮らしやすい環境づくりに向けた活動を積極的に行う。</p> <p>② 地域の障害者に対する生活支援 地域の障害者等を対象として、相談支援や短期入所を提供するとともに、日中一時支援等の地域生活支援事業を実施する。 また、地域の知的障害者の自立を支援するため、平成20年度から自立に向けた生活体験等を提供する事業を実施する。</p>	<p>② 地域医療への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の知的障害者(児)及び家族等に対して外来診療を実施した。 <p style="margin-left: 20px;"><地域の知的障害者等が利用できる診療科目> 内科外来、精神科外来、整形外科外来、皮膚科外来、歯科外来 心理相談(外来)、リハビリ外来</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページに「知的障害、自閉症、広汎性発達障害などコミュニケーションに障害のある患者の診療又は相談を行う医療機関リスト(群馬県医師会、病院協会作成版)」を掲載し、地域の障害者が医療機関を受診する場合の参考となるよう、随時更新するなど新しい情報の提供に努めた。 ○ 地域の大学、医療・福祉関係者、保護者等から構成され、地域の障害者が医療を受けやすい環境づくりの具体策を検討する「群馬県知的障害者の医療を考える会」について、4年間の活動実績を冊子としてまとめ、公表した。 <p>③ 心理外来の利用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 心理外来は、群馬県内及び関東近辺の都県からの利用があるなど、広域に亘り利用があった。 また、群馬県内の養護学校や児童相談所等の関係機関や見学者にパンフレットを配布する等により、利用拡大に努め、平成20年度は32名の新規利用者があった。 また、外来診療の利用者の所属する学校の教諭等からの心理教育相談を受けるとともに、群馬県の相談支援員のコーディネートによるケースカンファレンスに参加し、情報を共有化し包括的な支援が可能となるよう連携を図った。 <p>(2) 地域の障害者支援の充実</p> <p>① 地域の障害者の暮らしやすい環境づくりに向けた活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高崎市から委託された障害者相談支援センターとして、高崎市自立支援協議会に参加し、地域の障害者サービス全般に関する相談、福祉サービスの情報提供、サービス利用計画の作成、福祉サービス事業者との連絡調整を積極的に行った。 <p>② 在宅の知的障害者に対する支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の障害者等に対して福祉サービスの利用援助として、情報提供や相談支援を行うとともに、短期入所や日中一時支援の利用希望に対して、積極的に対応した。 <p style="margin-left: 20px;"><相談支援の状況> サービス利用に関する相談、生活相談等(本人又は家族) 62件 国立のぞみの園の利用相談(本人又は家族、地方自治体) 20件</p> <p style="margin-left: 20px;"><短期入所、日中一時支援の利用状況> 短期入所登録者数 34人、このうち、リピーター12～13人 日中一時支援の登録者数は19人、このうち、リピーター 2～3人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域生活支援センター準備室・みらい」を平成20年4月1日に高崎市内に設置し、のぞみの園が運営する3カ所のケアホームの運営と重度・高齢者の生活支援を実施した。 ○ 知的障害者地域余暇支援事業「フリースペースみらい」を当法人独自事業として平成20年6月より開設し、グループホームやケアホームの入居者を中心に余暇の時間に気軽に利用できる場として土日を含む毎日開所した。17人が登録し、平日を中心に5～6人が利用した。 ○ 知的障害者自立生活体験学習事業「トレーニングルームみらい」を当法人独自事業として平成20年6月より開設し、宿泊体験を実施することで自立に向けた体験学習を実施した。 4人が登録し、述べ18人が利用し、9回実施した。

評価の視点等	【評価項目 1 4 その他の業務】	自己評価	A		評 定	B	
		<p>附帯業務として、診療所による医療の提供を引き続き行うとともに、地域の知的障害者（児）に対する地域生活支援として、診療所を含めた様々な取組や障害福祉サービスを提供した。特に、障害者の地域医療のモデルとなる取組を継続して行ったほか、法人独自事業として、新たに余暇活動支援及び宿泊体験事業を実施しており、その内容が全国のモデルとなる取組として、計画以上の成果を上げた。</p>	A			B	<p>(委員会としての評定理由) 診療所については、適切な診療スタッフと設備等を確保し、施設利用者の高齢化等を踏まえた医療を提供している。また、心理外来の利用拡大を図るなど、地域医療に対する貢献についても積極的に対応している。 今後、施設利用者が高齢化・重度化する中で、知的障害者に対し医療を提供する環境が未だ十分ではない状況においては、診療所が果たすべき役割は依然として大きく、地域医療への貢献の観点からも、専門職の配置など一層の機能の充実を図っていくことが重要である。一方で、診療収入については、努力は認められるもののその実績は伸びておらず、当委員会ですべて度々指摘した「効率的な業務運営」に向けた取組が十分に行われているものとは言えない状況にある。診療所は、福祉施設の診療所として施設利用者に対する保健指導を行うなど、一般病院とは異なる業務を行うための職員の確保も行っており、単体として経営状況を黒字化することは非常に困難であるものと認識しているが、今後、診療業務経費とそれ以外の業務経費を明らかにするなど業務運営の状況を分析し、その要因を把握するとともに、保健指導等の独自の取組を含めた施設利用者への対応や、地域医療への貢献の観点から、診療所のあり方についてさらに議論を深めていくことを望むものである。 また、地域の障害者支援の充実については、地域の障害者を対象とした短期入所や日中一時支援事業等の障害福祉サービスを実施したほか、平成20年度から地域の障害者の生活を総合的に支援する地域生活支援センター事業を開始するなど、地域の障害者に対する多様なサービスの提供に努めた。このうち、この事業のサービスのひとつとして、平成20年6月からケアホームを含む在宅の知的障害者を対象に、生活力の向上と自立心を高めるための事業(土日を含めて余暇活動を支援する事業、在宅の知的障害者の宿泊体験等を実施する事業)に取り組んでおり、のぞみの園が運営するケアホームに入居した者に対しては、このような仕組の中で日中活動を含めて生活支援を提供し、地域生活の定着を図るなど、工夫して効果的な取組を進めたものと認められる。</p>
<p>[評価の視点] ・ 診療所においては、必要な医療スタッフや設備が確保されるなど、施設利用者の高齢等の状況に合わせた医療が提供されているか。 また、地域医療への貢献の観点から、地域の知的障害者等に対してどのような取組を行っているか。</p>		<p>実績：○ ・ 平成20年度においても、国の基準を上回る診療スタッフと設備等を確保し、引き続き施設利用者の健康管理に努め、必要な健康診断やインフルエンザ予防接種、高齢化等に対応したシーティング指導等を確実に実施した。また、医療的ケアが必要な施設利用者に対して、診療所による医療を提供し、約18,000件の診療を提供した。 地域医療への貢献については、外来診療を実施したほか、地域の医療機関情報を提供するなど、地域の知的障害者（児）が医療を受けやすい環境づくりに努力した。 なお、当法人が事務局となり、知的障害者（児）に対する医療に関する地域モデルとなる取組を進めた「群馬県知的障害者の医療を考える会」の平成16年度から19年度の4年間の活動実績をまとめた冊子を公表した。 (業務実績「(1) 診療所による医療の提供」P36～37参照)</p>	A			B	
<p>・ 地域の障害者及び家族に対して相談や、短期利用等の提供、生活体験事業や共同生活介護事業などの地域生活を支援するサービスの充実に取り組んでいるか。</p>		<p>実績：○ ・ 高崎市から委託された障害者相談支援センターとして、地域の障害者及び家族に対して、障害者サービス全般に関する相談支援を実施した。 また、地域の障害者等の利用希望に応じて、短期入所や日中一時支援を提供したほか、20年6月より新たに法人独自事業として、余暇活動や宿泊体験を実施する2つの事業を開始した。 (業務実績「(2) 地域の障害者支援の充実」P37参照)</p>	A			B	<p>(各委員の評定理由) ・ 医療に関する業務が「その他」に該当するのか？診療所のあり方については、どこまでが赤字の許容範囲なのか明らかにする必要があろう。 ・ 心理外来の増加は評価できる。「みらい」も評価できる。 診療所の今後のあり方をしっかりと検討してほしい。今後は小児科、児童精神科の増加が望まれる。 ・ 診療所について利用が促進したとは考えられない。開設当初からの問題点が解消されていない。医師の配置については、充分であるため、地域住民の利用の促進（たとえばMRIの脳ドック、健診利用など）を図るための具体案を検討していただきたい。 ・ 診療所も含めもう少し詳細な分析を。 ・ 入所者及び地域一般の障害者への診療、相談支援の実施。法人独自事業としての地域生活支援センター事業の取り組み（フリースペース、トレーニングルーム）。 ・ 法人としてどういう機能を診療所に持たせようとしているか、そのためどういう体制をとっているか等の概要を示してほしい。 ・ 診療所業務、地域生活支援業務ともに、積極的な取り組み実績であると評価できるため。 ・ 診療所の収入及び外来診療件数は減少している。地域への障害者支援は積極的に評するレベルではないが対応している。 ・ 訪問看護の実施や精神科医と臨床心理士の協働、心理外来など施設利用者にとどまらず、地域にもサービス提供を行う活動は、今後とも発展されることを希望します。</p>

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績				
<p>6 前5事項で提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保 適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。</p>	<p>6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保 国立のぞみの園の業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会の確保を図るとともに、福祉サービスに係る第三者評価機関による定期的な評価を実施する。 また、その評価結果等の公表を図るとともに、国立のぞみの園の事業運営に反映させるよう努める。</p> <p>(1) 第三者から意見等を聴取する場の開催 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。</p> <p>(2) 第三者評価機関による評価 第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。</p>	<p>6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保</p> <p>(1) 「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催 有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される運営懇談会を年間1回以上開催し、総合施設の運営、調査・研究、養成・研修、援助・助言等の国立のぞみの園運営業務全般に関する意見等を聴取するとともに、その内容を公表し、事業運営に反映させる。</p>	<p>6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保</p> <p>(1) 「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催 ○ 平成20年9月末に第1回運営懇談会を開催し、平成20年10月以降の事業計画に対し、意見等を聴取し、その後の事業実施の参考としたほか、21年3月には、2回目を開催し、平成20年度の事業実施報告と平成21年度の事業計画の説明を行い、意見等を受け事業計画に適切に反映させた。なお、議論の要旨について、ホームページに掲載し公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立のぞみの園運営懇談会の開催状況 <ul style="list-style-type: none"> 第1回 平成20年9月29日開催(第1期中期目標期間における事業実績) <ul style="list-style-type: none"> 20年度の事業計画 <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援への取組 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援実施計画 第2回 平成21年3月18日開催(20年度の事業実施報告) <ul style="list-style-type: none"> 21年度の事業計画 <ul style="list-style-type: none"> 生活寮の再編計画 日中活動の充実に関する計画 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援実施計画 				
評価の視点等	【評価項目15 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保】	自己評価	B		評 定	B	
<p>[数値目標] ・総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。</p>		<p>第三者から意見等を聴取する機会として、「国立のぞみの園運営懇談会」を平成20年度中に2回開催し、事業運営への反映に努めた。</p>		<p>(委員会としての評定理由) 地域の福祉、医療、司法、労働等の関係者や、行政担当者、地域代表、保護者等から構成する「国立のぞみの園運営懇談会」を設置し、平成20年度においては、半年毎に2回開催した。この懇談会の議題のひとつとして、のぞみの園の新しい課題である福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関することを取り上げ、事業の推進に向けて地域の関係者の意見の聴取と理解を得るなどの取組を行っており、概ねその設置目的に沿って運営されたものと認められる。</p>			
<p>・第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。</p>		<p>・ 前回は平成18年度に実施しており、20年度は実施年度に該当しなかった。</p>		<p>(各委員の評定理由) ・ 2回の会議が持たれただけである。確たることは言えないが、第三者からの意見が経営にどう反映されたのか経営説明がほしい。 ・ 自己評価のとおり。 ・ 十分に行われているのではないか。 ・ 計画通り。 ・ 順調な取り組みがなされているため。 ・ 第三者の意見を事業計画等に反映させるため、「国立のぞみの園運営懇談会」を設置し、2回開催している。 ・ 意見を聴取する機会は作っておられるが、その成果についてはまだ十分明らかではないので、今後の報告を待ちたい。</p>			
<p>[評価の視点] ・ 適切なサービス提供と業務運営の向上を図るため、第三者の意見等を聴取する機会の開催状況はどうか。</p>		<p>実績：○ ・ 第三者の意見等を聴取する機会として、「国立のぞみの園運営懇談会」を平成20年9月に第1回目を開催した。また、第2回目として、年度末(21年3月)に開催した。 (業務実績「(1) 国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催」P39参照)</p>					
<p>・ その場に出された意見等について、どのようにサービスや業務運営に反映されているか。また、その結果について公表しているか。</p>		<p>実績：○ ・ 第1回目の運営懇談会においては、平成20年10月から福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者(罪を犯した知的障害者)を受入れる計画であったため、その事業計画を中心に議論した。第2回目においては、平成21年度に予定する生活寮の再編や日中活動の充実に関する事業計画について、議論を行っており、こうした取組に対する理解と協力への意識が深まった。 なお、これらの議論の要旨については、ホームページに掲載し公表した。 (業務実績「(1) 国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催」P39参照)</p>					

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行うこと。</p>	<p>第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 450,000,000円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。</p> <p>(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流</p> <p>2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入</p> <p>3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み</p> <p>4 退職手当(依願退職等)への充当</p>	<p>第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 450,000,000円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。</p> <p>(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流</p> <p>2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入</p> <p>3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組に係る費用</p> <p>4 退職手当(依願退職等)への充当</p>	<p>第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</p> <p>1 自己収入の比率 ○ 平成20年度における総事業費(退職手当を除く)に占める自己収入の比率は、41.7%となった。 ・ 20年度総事業費(退職手当を除く) 3,818百万円 自己収入の額 1,592百万円(41.7%)</p> <p>2 予算、収支計画及び資金計画 ○ 厚生労働省の平成20年度障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)の補助協議に応募し、「行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの標準化に関する調査・研究」と「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する調査・研究」について補助採択された。これにより、国庫補助金(42,200千円)を受け入れ、20年度の収入及び支出に計上した。 なお、上記補助金を20年度の実施計画等に計上するにあたり「第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画」のうち、「1 予算」、「3 資金計画」の変更を行うとともに、独立行政法人通則法第31条第1項後段の規定に基づき、厚生労働大臣あて20年度の変更を行った。</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>○ 平成20年度は、資金不足や偶発的な出費が発生しなかったことから、該当なし。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ○ 該当なし。</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>○ 平成20年度は、剰余金は発生しなかったことから、該当なし。</p>

評価の視点等	【評価項目16 予算、収支計画及び資金計画等】	自己評価	B	評 定	B
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。 		<p>平成20年度においては、中期目標を達成するために作成した予算の範囲内で執行し、計画どおり実施した。</p>		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>平成20年度における総事業費に対する運営費交付金以外の収入（自己収入）の比率は、41.7%となっており、第2期中期目標に定める「40%以上」を超え、概ね計画どおり進展している。</p>	
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率は、どうなっているか。 		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度における総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率は、41.7%となった。（業務実績「1 自己収入の比率」P40参照） 		<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 止むを得ないことだが、タイトな計画を遂行することが高い評価につながるもので、それが職員のモラルにどう反映するのか。配慮しながら進められたい。 達成できている。 自己評価のとおり。 目標を達成。 計画通り。 福祉という分野で、自己収入を40%以上にすることは困難。それを達成していることは評価できる。 	
<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。 		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度の予算については、中期目標に定める①一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く））について、中期目標期間の最終年度（24年度）の額を、前中期目標期間の最終年度（19年度）と比べて23%以上削減、②総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を40%以上を達成することを目標に予算を作成し、予算の範囲内で執行した。（業務実績「第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」P40参照） 		<ul style="list-style-type: none"> 数値目標を達成し、その他順調な執行であると評価できるため。 自己収入比率は目標の40%以上を41.7%とクリアしている。 自己収入の比率については目標達成ができています。自己評価がBであるということは、今後さらに改善を目指すという意味と解釈できるので、一層努力されることを希望する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。（政・独委評価の視点事項と同様） 		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度においても、予算に従ってセグメントごとの収支計画を作成した。収支計画に従って、事業を執行し、その際の運営費交付金債務の収益化については、費用進行基準を採用した。収入面では、単価改定により介護給付費・訓練等給付費収入が予算と比較し増額となるなど、予算額よりも事業収入が増額となった。また、支出面においては、常勤職員数の削減等による人件費総額の縮減や業務物件費の節約に努めた結果、借入金等の発生はなく予算執行上問題がなかった（業務実績「第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」ほかP40参照） 			
<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。（政・独委評価の視点事項と同様） 		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度においては、収益化を予定していた運営費交付金2,595百万円のうち、273百万円を収益化する必要がなくなったことから、21年度への運営費交付金債務として繰り越したが、これは、常勤職員数の削減等による人件費総額を縮減したことによるものである。（業務実績「第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」P40参照） 			

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績		
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末(24年度末)の常勤職員数を期首(20年度当初)の80%とする。</p> <p>(参考1) 職員の数 期首の常勤職員数 279名 期末の常勤職員数の見込み 223名</p> <p>(参考2) 中期目標期間の person 費総額 中期目標期間中の person 費総額見込み 11,581百万円</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。</p> <p>(2) 人員に係る指標 常勤職員数について、平成20年度当初及び年度末の見込みを次のとおりとする。</p> <p>(参考1) 職員の数 年度当初の常勤職員数 279名 年度末の常勤職員数の見込み 270名</p> <p>(参考2) person 費総額 平成20年度の person 費総額見込み 2,582百万円</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>平成20年度末常勤職員数 256人 person 費総額 2,335百万円</p>		
評価の視点等	【評価項目17 人事に関する計画】	自己評価	A	評定	A
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事に関する計画は実施されているか。 		<p>常勤職員数の削減について計画数を大きく下回るなど、平成20年度における人事に関する計画は、計画以上の成果を上げた。</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度末の常勤職員数は、256人であり、20年度の人事に関する計画における見込み数(270人)を大幅に下回り達成した。 また、person 費についても、人事に関する計画見込み額2,582百万円に対して、2,335百万円の実績であった。(業務実績「1 人事に関する計画」P42参照) 		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>職員の採用等の人事に関する計画については、平成20年度期首に対する人員の削減目標(△5名)に対し実績で19名を削減するなど目標を大きく超えて達成するとともに、person 費総額についても、削減目標の額よりもさらに約2.5億円を削減しており、意欲的に取り組んでいることを評価する。引き続き、施設利用者のサービスの質の確保、職員の士気の維持等にも配慮しながら、目標達成に向けてその取組を進めることを希望する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 止むを得ないことだが、タイトな計画を遂行することが高い評価につながるもので、それが職員のモラルにどう反映するのか。配慮しながら進められたい。 達成できていると思うが利用者減少に伴うものでもあるので、Aと言えるのかは疑問であるが。 自己評価のとおり。 参与もうまく非常勤としてとり入れている。 予定通り実施されている。人事評価の適正な運用による採用を計画的にする必要があるが、効率的に進められている。 難しい人事面の目標を達成した。 人員数及びperson 費金額双方につき、計画以上の削減を行ったと評価できるため。 職員数の年度目標を達成し、person 費総額は約2.5億円削減している。 人員削減に関する目標は十分達成されているが、委員の意見でもあったように、サービス低下にならないよう努力されたい。 	

中期目標(第2期)		中期計画(第2期)		平成20年度計画		平成20年度の業務の実績																											
		2 施設・設備に関する計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (単位:百 万円)</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプリンク ラー設置工 事</td> <td>90</td> <td>20年度 施設整備費</td> </tr> <tr> <td>スプリンク ラー設置工 事及び特定 寮のバリア フリー化等 改修工事</td> <td>107</td> <td>20年度施設 整備費補助 金(第2次 補正)</td> </tr> </tbody> </table>		施設・設備の内容	予定額 (単位:百 万円)	財 源	スプリンク ラー設置工 事	90	20年度 施設整備費	スプリンク ラー設置工 事及び特定 寮のバリア フリー化等 改修工事	107	20年度施設 整備費補助 金(第2次 補正)	2 施設・設備に関する計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (単位:百 万円)</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプリンク ラー設置工 事</td> <td>90</td> <td>20年度 施設整備費</td> </tr> <tr> <td>スプリンク ラー設置工 事及び特定 寮のバリア フリー化等 改修工事</td> <td>107</td> <td>20年度施設 整備費補助 金(第2次 補正)</td> </tr> </tbody> </table>		施設・設備の内容	予定額 (単位:百 万円)	財 源	スプリンク ラー設置工 事	90	20年度 施設整備費	スプリンク ラー設置工 事及び特定 寮のバリア フリー化等 改修工事	107	20年度施設 整備費補助 金(第2次 補正)	2 施設・設備に関する計画 <p>○ 平成20年度第2次補正予算において、消防法施行令改正に伴うスプリンクラー設置工事(9か所)及び特定寮のバリアフリー化等改修工事に係る予算が計上されたことに伴い、20年度の施設整備費として計上したが、その実施が年度内に完了することが期し難いため、補正予算計上分については、翌事業年度へ予算の繰越手続きを行った。</p> <p>なお、上記補助金を平成20年度の実施計画等に計上するにあたり「第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」のうち、「2 施設・設備に関する計画」及び「第3 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画」のうち、「1 予算」、「3 資金計画」の変更を行うとともに、中期計画・年度計画の変更手続きを行った。</p> <p>(1) 平成20年度施設整備(スプリンクラー設置工事)に係る経緯</p> <table border="0"> <tr><td>① 入札公告日</td><td>20年 9月 8日</td></tr> <tr><td>② 入札日</td><td>20年 9月25日</td></tr> <tr><td>③ 施工日</td><td>20年 9月26日</td></tr> <tr><td>④ 竣工日</td><td>21年 2月26日</td></tr> </table> <p>(※) 厚生労働省からの交付決定日 平成20年8月19日</p> <p>(2) スプリンクラー設備設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活寮19か寮のうち10か寮に設置 		① 入札公告日	20年 9月 8日	② 入札日	20年 9月25日	③ 施工日	20年 9月26日	④ 竣工日	21年 2月26日
施設・設備の内容	予定額 (単位:百 万円)	財 源																															
スプリンク ラー設置工 事	90	20年度 施設整備費																															
スプリンク ラー設置工 事及び特定 寮のバリア フリー化等 改修工事	107	20年度施設 整備費補助 金(第2次 補正)																															
施設・設備の内容	予定額 (単位:百 万円)	財 源																															
スプリンク ラー設置工 事	90	20年度 施設整備費																															
スプリンク ラー設置工 事及び特定 寮のバリア フリー化等 改修工事	107	20年度施設 整備費補助 金(第2次 補正)																															
① 入札公告日	20年 9月 8日																																
② 入札日	20年 9月25日																																
③ 施工日	20年 9月26日																																
④ 竣工日	21年 2月26日																																
		3 積立金処分に関する事項 なし		3 積立金処分に関する事項 なし		3 積立金処分に関する事項 ○ 第1期中期目標期間からの積立金(7,441千円)については、平成20年7月10日付けで国庫へ納付した。																											
評価の視点等	【評価項目18 施設・設備に関する計画】	自己評価	B	評 定	B																												
[評価の視点] ・ 施設・設備に関する計画は実施されているか。		平成20年度における施設・設備に関する計画については、計画どおり実施した。		(委員会としての評定理由) 施設・設備に関する計画については、計画どおり実施しているものと認められる。																													
		実績:○ ・ スプリンクラー設置工事について、厚生労働省より補助を受けて実施した。平成20年9月末に入札を行い、工事業者を選定し、21年2月末に竣工した。 なお、20年度の第2次補正予算として計上された「スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事」については、その実施が年度内に完了することが期しがたいため、21年度への予算の繰越手続きを行い、21年度に実施することになった。		(各委員の評定理由) ・ タイムな予算の中ではあるが、老朽化した建物が多く、慎重に進められたい。 ・ 自己評価のとおり。 ・ 計画通り。 ・ 順調な取り組みがなされているため。 ・ 平成20年度計画に基づく工事を計画し、工事に着手していく段階である。 ・ 施設・設備の老朽化という報告があったが、施設の統合や集約化も含め、全体的な計画との整合性を示されたい。																													

平成20年度業務実績評価参考資料

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
平成21年8月

目次

参考 1	財務状況	1
参考 2	人件費管理	2
参考 3	契約	3
参考 4	内部統制	7
参考 5	関連法人	8
参考 6	業務改善のための役職員のイニシアティブ等	9

(参考1)

財 務 状 況

①当期総利益又は総損失	総利益（総損失）	0億円
②利益剰余金又は繰越欠損金	利益剰余金（繰越欠損金）	0億円
③運営費交付金債務	2.7億円（執行率 89.5%）	

④運営費交付金の執行率が90%以下となった理由	<p>平成20年度における運営費交付金の額は2,595百万円であり、うち、運営費交付金債務は273百万円であったことから、運営費交付金の執行率は89.5%となったところである。</p> <p>主な理由としては、人件費支出の削減及び効率的な経費の執行に努めたことに伴い、運営費交付金の収益化額が計画を下回ったことによるものである。</p>
-------------------------	--

人 件 費 管 理

<p>①給与水準・総人件費の状況</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 自己収入の確保の途が限定される福祉施設を運営している等のため、国の財政支出の割合が高いが、常勤職員数の削減等により人件費支出を抑制し、平成19年度と比較して、人件費総額を約1億円（115百万円）削減した。○ また、平成20年度の給与水準については、ラスパイレス指数が国家公務員に対して98.1、他の独立行政法人に対して92.3となっており、極めて低い水準となっている。
<p>②福利厚生費の見直し状況</p>	<p>当法人の予算において、職員のレクリエーションに関する経費は計上していない。</p> <p>また、レクリエーション経費以外の福利厚生費については、主に職員の保健（健康診断等）に関する経費を計上しているところである。</p>

契 約

<p>①契約に係る規程類、体制の整備状況</p>	<p>○ 契約方式等に係る会計規程等については、契約の適正化を図るため、平成20年度において必要な見直しを行うとともに、その他の検討項目についても平成21年度中に改正を行うこととしている。</p> <p>【見直しの状況】</p> <ul style="list-style-type: none">・し意的な運用を排除するため、包括的随契条項を削除（平成20年12月26日改正済）・予定価格の作成・省略に関する規程等の整備（平成21年度改正予定）・総合評価方式や複数年度契約に関する規定の整備（平成21年度改正予定） <p>○ 平成20年度より、法人事務局内に、契約関係も含めた審査体制の強化を図るため、監査担当のポストを新設し、1,000千円以上の契約案件については、決裁において内容等の審査を行っている。</p> <p>○ 競争入札の結果、一者応札となっている事例が見受けられることから、平成21年度中にのぞみの園における改善方策を策定し、一層の競争性確保に努めることとしている。</p> <p>○ 契約に係る再委託の状況については、現在把握していない状況であることから、平成21年度中に方針等を策定することとしている。</p>
<p>②「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況</p>	<p>○ 随意契約見直し計画を着実に遂行するため、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等、競争性の高い契約方式へ移行しているところである。これにより、平成20年度において18件の一般競争入札等が実施できたところである。また、平成20年度に実施した競争入札については、競争性・透明性の確保に努めるため、従来の指名競争方式から一般競争方式へと移行を行ったところである。</p>

	<p>○ 平成20年度における随意契約の件数は32件で、金額は1.3億円であった。平成19年度比では、金額の増減はないものの、件数が2件増という状況である。これは、平成20年度において、1件（医事業務委託契約）を競争入札に移行したところであるが、国の補助事業である障害者保健福祉推進事業において委託先が限定されているもの等があったことから、合計3件の随意契約が増加したことにより、平成19年度と比較し、2件の増となったものである。</p>
--	---

(参考3の2)

I 平成20年度の実績【全体】		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	18件 (35.3%)	2.5億円 (64.1%)
	企画競争	1件 (2.0%)	0.1億円 (2.6%)
随意契約		32件 (62.7%)	1.3億円 (33.3%)
合 計		51件 (100%)	3.9億円 (100%)

※ 随意契約については、予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号から第七号までの金額を超えないもの）を除く。

II 平成20年度の実績【同一所管法人等】		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	0件 (0%)	0億円 (0%)
	企画競争	0件 (0%)	0億円 (0%)
随意契約		0件 (0%)	0億円 (0%)
合 計		0件 (100%)	0億円 (100%)

※ 随意契約については、予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号から第七号までの金額を超えないもの）を除く。

Ⅲ 平成20年度の実績【同一所管法人等以外の者】			
		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	14件 (29.8%)	2.2億円 (61.1%)
	企画競争	1件 (2.1%)	0.1億円 (2.8%)
随意契約		32件 (68.1%)	1.3億円 (36.1%)
合 計		47件 (100%)	3.6億円 (100%)

※ 随意契約については、予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号から第七号までの金額を超えないもの）を除く。

Ⅳ 平成20年度の実績【関連法人】			
		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	4件 (100%)	0.3億円 (100%)
	企画競争	0件 (0%)	0億円 (0%)
随意契約		0件 (0%)	0億円 (0%)
合 計		4件 (100%)	0.3億円 (100%)

※ 随意契約については、予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号から第七号までの金額を超えないもの）を除く。

内 部 統 制

<p>①内部統制に係る取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 法人として、内部統制の向上・ガバナンスの強化を図るため、平成20年12月に役職員で構成する「内部統制向上検討委員会」を設置し、基本方針と今後の取組の方向性の整理を行い、報告書として取りまとめた。 ○ 法人の今後の取組方針として、法人に相応しい内部統制の仕組みを構築することとし、最優先課題として、業務の有効性・効率性に影響を与える恐れのある「阻害要因（リスク）」の適正管理に取り組むこととした。こうしたリスク管理については、平成21年度を目途にその仕組みの確立を図ることとしている。 ○ 平成20年度の年度計画上は、委員会を設置し、今後の取組方針の取りまとめを行うことが目標であったが、委員会における基本方針等の検討と並行して、早期にリスク管理の仕組みを確立するため、阻害要因（リスク）一覧の作成にも取り組んだ。 この一覧作成は、会計監査法人の業務支援を受けながら行っており、平成21年度以降についても、同様に専門家（会計監査法人）の意見等を伺いながら、リスク管理の仕組みの確立と内部統制の向上に関する内容の充実を図っていくこととしている。
---------------------	--

(参考5)

関 連 法 人

<p>① 関連法人への業務委託や出資等の状況</p>	<p>平成20年度においては、財団法人国立のぞみの園協力会と4件（0.3億円）の業務について、契約を締結したところであるが、業者選定にあたっては、全て競争入札により決定しており、契約の適正化が図られている。</p> <p>なお、同財団法人国立のぞみの園協力会に対する出資等は行っていない。</p>
----------------------------	--

業務改善のための役職員のイニシアティブ等

<p>①業務改善のための役職員のイニシアティブ等の取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 平成20年度は、第2期中期目標・中期計画の初年度であることから、役職員が一丸となって中期目標の達成に向けて取り組むため、20年4月から職員説明会を開催するなど、中期目標等に定める新しい課題や取組方針等の周知徹底を図った。○ 健康で働きやすい職場を確保し、次世代育成支援に取り組むなど、全職員がその能力を十分に発揮できるよう雇用環境等を整備するため、平成20年4月に行動計画を策定した。○ 内部統制の仕組みを本格的に導入するため、平成20年度において、内部統制向上検討委員会を設置し、法人に相応しい内部統制の仕組みの構築に向けた検討を行った。○ 法人の業務運営に対して、第三者の意見等を反映させるため、福祉、医療、司法、労働の関係者や、行政担当者、地域代表、有識者等から構成される「国立のぞみの園運営懇談会」を平成20年度中に2回開催し、様々な事業計画に対して意見等を伺った。○ 施設利用者に対するサービスに関する苦情、要望等について、弁護士と監事が第三者委員として受付し、解決に向けた助言等を行う仕組みを整備しており、平成21年3月に苦情等の受付状況に関する報告会を開催した。○ 調査・研究の成果について、国立のぞみの園研究会議において、外部の有識者から意見等を伺い、次年度以降の研究に反映させる仕組みを設けており、平成20年度においても、2回開催した。
-----------------------------------	--